

第2章 濃尾地震の被害と救済

第1節 岐阜県の被害・救済

1 地震発生直後の救助活動

(1) 地震の勃発と岐阜県の被害の様子

a. 地震発生直後の県への被害報告

濃尾地震発生直後はどのような状況であったのか、県庁に次々に集められた報告や国に提出された報告の中から、県内のいくつかの地域の地震発生直後の、あるいはそれから間もない段階の被害の実情を垣間見よう。

まず、県庁所在地の岐阜市や県庁について、県庁書記官が在京の知事に送った報告によれば、地震発生とその直後は以下のものであった。（『岐阜県史 史料編 近代1』、以下引用史料は断らない限りは同書による。また、適宜旧字を新字に改め、句読点を付した。）

午前六時過、俄然鳴動ト齊シク地大ニ震フ、続テ小振動止マス、市中ノ景状速知スルニ由ナシト雖モ、自家ノ破壊ヲ以推ストキハ、其災害未曾有ト云フヲ得ヘシ、須臾ニシテ各所失火アルヲ見ル、忽ニシテ地裂ケ屋倒レ死傷無数ノ聞アリ、（略）午前十一時ニ至ルモ震動ヤマス、（略）県庁ハ多少破損スト雖モ書類簿冊等皆安全、測候台破壊セリ、議事堂ハ玄関頽ル、郵便局宿直員二名圧死、市内一般死傷者ノ報頻繁ニシテ枚挙ニ遑アラズ

地震発生直後の情報不足や混乱した様子をうかがうことができるが、報告者はまず自分の家の壊れ方から被害を推測し、そして被災後に直ちに県庁に駆けつけたものと思われる。

なお、さすがに県庁や議事堂の建物は倒壊だけは免れたことがこの報告からわかる。震源地に最も近い本巣郡根尾谷筋害については、道路・堤防の破損などもあって、県が直ちに実態を把握することは困難であった。29日に発した巡査の報告が11月2日に届いているが、そこでは土地や道路・河川の状況などに関するもので、11月2日に調査に赴いた収税属の3日の報告で人畜の被害が明らかにされた。

当地方ニ於ケル被害ハ容易ニ詳述スルヲ得サレトモ、各山脈ハ悉ク崩潰セサルハナク、為メニ新道路ハ便ヲ失ヒ民家ハ重モニ全潰ノ觀ヲ呈シ、人畜等ノ死傷ニ至リテハ、長瀬駐在岡巡査ノ調査ニ依レハ大略左ノ如シ

長瀬死亡二人 高尾死亡九人重傷九人 水鳥死亡十四人重傷三十人

大井死亡二人重傷八人 能郷死亡四人重傷六人 倒馬六七頭

東濃地方では、恵那郡長の地震発生日の県への報告では「家屋ノ破損道路ノ損傷」はあるが、「幸ニ人畜ニ被害ヲ及ホサス」としている。土岐郡長も当日の報告では「数多ノ家屋倒レ」「到ル処地裂ケ」「水ノ噴出スル地数所を生シ、飲料水ハ尽ク汚泥トナリ河川濁リタリ」とあるが、死傷者への言及はない。なお、特にこの地域は窯業が盛んであったが、「製陶家ハ其製造器物ヲ悉ク破壊シ、窯ハ一モ残サス倒レテ其損害最モ甚シ、又家屋ノ倒レタル百棟以上ナルヘシ」とあるように、主要産業であった窯業の被害が注目されている（表 2-1）。



写真 2-1 「岐阜市金津廓の被害状況」 (岐阜県歴史博物館所蔵)



写真 2-2 「西根尾村大字水鳥の地盤陥落」 (瀬古写真紙焼付け、岐阜県歴史資料館所蔵)

表 2-1 恵那郡・土岐郡内の窯業の被害状況

恵那郡窯業の被害状況

町村名	本焼窯	素焼窯	製品その他付属品破損歩合	損害見込金高
猿爪村部内	18基 (180間)	51	9	2,900
岩村町	4	1	8	27
落合村	2 (錦窯)	-	8	110
茄子川村	15	4	9	305
馬場山田村	1	1	5	6
下手向村	1	1	9	181
原村	2	1	9	561
釜屋村	1	1	9	84
田代村	2 (半潰)	1	8	62
上手向村	6	2	9	144
東野村	1 (瓦籠)	-	9余	86
藤村	1 (瓦籠)	-	9	50
計	52 瓦籠 2	63	9	4,516

土岐郡窯業の被害状況

町村名	陶器営業戸数	窯の総基数	同被害戸数	同総間数	同被害間数	製品被害高	窯の被害高	諸器機被害高	被害高計	営業1戸当り被害金高
土岐津町	39	19	19	117	117	15,580	3,800	4,365	23,745	608.85
多治見町	153	49	49	416	416	34,222	10,400	8,197	52,819	345.22
笠原村	128	26	25	285	285	15,140	7,000	2,342	24,482	191.27
妻木村	60	24	24	190	190	19,042	4,750	3,484	27,276	454.60
下石村	103	26	26	201	201	17,533	5,025	4,755	27,313	265.17
鶴里村	1	1	1	12	12	450	300	50	800	800.00
曾木村	3	2	2	8	8	462	200	78	740	246.67
駄知村	54	25	21	140	120	10,264	3,000	2,126	15,390	285.00
肥田村	19	5	5	41	41	1,635	1,025	660	3,320	174.74
寺河戸村外2か村	4	1	1	4	4	58	100	46	204	51.00
稲津村	4	2	2	14	14	558	350	225	1,133	283.25
余戸村	2	1	1	5	5	35	125	25	185	92.50
山野内村外3か村	1	1	1	5	5	325	125	-	450	450.00
泉村	61	11	11	123	123	4,338	3,075	884	8,297	136.02
合計	632	193	188	1,561	1,531	119,642	39,275	27,237	186,154	294.55

出典：『岐阜県史 通史編 近代中』1021頁より転載

飛騨地域では、以下のような報告がなされている。

(高山町では) 本日廿八日午前七時五分ヨリ俄然地震起り凡五分間震動シ、翌々三十日午前十時ニ至ル迄大小合セテ二十三回ニ及ヘリ、然ルニ当高山町ヲ初メ近傍ニ於テハ、甚タシキ損害ナシト雖モ、益田郡地方ニ於テハ、県道ノ橋台ヲ破損シ、之ガ為メ一時通行ヲ禁ジ、或ハ道路ヲ破損シ又ハ家屋土蔵ノ壁ヲ落シ、同地方人心ハ恟々タルノ報ニ接セリ、尤人畜等ニハ死傷ナシ

これによれば、飛騨では高山周辺での損害は軽微で、益田郡では道路の破損や家屋の倒壊などの被害があったとの報告はあるが、死傷者の報告は10月30日段階ではないようである。

b. 県内全域の被害概要

以上県内数箇所の被害報告を見たが、県内全域の家屋の被害について、岐阜県測候所の『大震報告』は以下のように記している。

家屋の崩潰実に八万九千六百余戸、人畜の死傷十七万九千に及ぶ、而して美濃国一市廿二郡に於ける被害戸数は平均現在戸数の五分五厘に當り、その災害の尤も甚だしきは中島郡にして尤も寡きは郡上郡とす、其歩合は中島郡は現在戸数百に対する九十四に、郡上郡は千に対する三に当たれり

1 番倒潰戸数の多かった中島で94%が、1 番被害が少なかった郡上郡で0.3%としているが、これに火災による被害が加わるのである。すなわち先の報告書によれば、地震発生時はちょうど「各戸竈下に火を加へ朝食の準備を為しつつあ」ったから、「竈下の火は漸次倒屋の下に」燃え広がって「震災について火災並び起り、一層の酸鼻を」極むることになった。そして、その「惨害の尤も甚だしき所」は、岐阜市・大垣町・笠松町・竹ヶ鼻町・関町・東加納町であったとしている。ここから明らかなように、岐阜市周辺の町場の被害の特徴は、地震による家屋の倒潰よりは火災による被害の方が甚大であったことがわかる。

全体として岐阜県内の家屋の被害と死傷者の状況は（表2-2）のようであった。

表2-2 岐阜県内の死傷者・被害家屋

郡市	総人口	死亡者	負傷者	総戸数	全潰戸数	半潰戸数	全焼戸数	半焼戸数	被害戸数百分率
岐阜市	28,731	245	1,260	6,346	967	3,024	2,325	18	76.00
厚見	41,815	721	1,237	8,343	5,371	2,810	34	-	82.00
各務	20,783	74	203	4,373	1,765	2,528	1	-	69.00
方見	29,346	327	1,071	5,952	3,113	2,828	2	3	76.00
羽栗	39,203	797	1,757	8,355	5,982	1,240	1,133	-	93.00
中島	20,483	210	350	3,899	3,437	460	2	-	94.00
海西	10,733	54	130	1,979	1,093	884	-	-	78.00
下石津	15,797	39	99	2,989	577	1,771	-	-	49.00
多芸	28,071	109	350	5,238	1,663	1,503	3	-	46.00
上石津	10,493	1	7	2,303	-	4	-	-	0.90
不破	30,450	30	35	6,416	503	896	-	-	15.00
安八	77,037	1,213	2,025	15,777	11,271	3,591	915	-	89.00
大野	34,086	116	387	6,769	2,104	1,798	1	-	44.00
池田	29,376	21	72	6,081	596	1,633	-	-	23.00
本巢	32,726	515	2,209	6,799	5,567	1,224	8	-	91.00
席田	3,600	19	37	739	513	226	-	-	85.00
山県	27,872	358	1,132	5,915	2,746	1,728	3	-	61.00
武儀	85,285	106	214	15,847	950	4,054	143	2	20.00
郡上	58,125	1	3	9,706	1	4	-	-	0.30
加茂	64,522	20	151	12,066	1,307	1,989	-	-	19.00
可児	34,780	12	37	6,837	545	700	-	-	13.00
土岐	38,208	2	17	8,425	79	203	-	-	2.00
恵那	68,343	-	-	12,939	-	17	-	-	0.06
ヒ	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大野	-	-	-	-	-	-	-	-	-
益田	-	-	-	-	-	-	-	-	-
吉城	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	829,865	4,990	12,783	164,093	50,150	35,115	4,570	23	-

(震災詩附録1より作成)

出典：『岐阜県議会史 第一巻』403頁より転載

(2) 被災者の救出にあたった人々

a. 岐阜市の場合

地震発生直後に救助活動が始まった具体的な様子を、県庁所在地であった岐阜市の場合を瞥見しておこう。恐らく、ほかの地域も火災の猛威を除けば大同小異であったと思われる。

地震発生直後は人々は「周章呆然」として「各自其一身一家を顧みる」のがやっとならぬであって、「独り警察官は全力を挙げて之に當り、赤手瓦壁を排し、或は佩刀を以て柱壁を斬り力を尽して避難者の救護に従事した」という。また火災地においては以下のものであったという。

井水は土砂を噴出して全く涸渇し、消防器械等は倒舎の下に埋没して共に用に堪へず消防夫の如きも亦死傷者あり来りて事に當るもの甚だ少なし、之が為め人命救護と火災消防の二者に於ては最も困難を極めり（『大震報告』）

県庁所在地の岐阜市では、一番早く組織的に救助活動に着手したのは警察であったようである。その辺の事情を県書記官の知事への報告からうかがうと以下のものである。

丸山警部長ハ今泉巡查屯所ニ出張シ、警吏ヲ指揮シテ各所ニ派シ救済セシム、於是藤尾書記官後藤参事官ト今泉派出所ニ会シ、臨時救難所ヲ設ケ、内務部第一第四課員及警部其他ヲ以救難掛ヲ命シ、一時救助其他炊出シ等市役所員ト協議シ急ニ執行セシム

これで見ると、まず県職員2人と警部とで相談して臨時の救済本部を設置して県職員と警部らとからなる救難掛を配置し、岐阜市役所の職員と協議しながら人命救助や炊き出しなどの救済活動を開始したことがわかる。

また、負傷者の治療については「病院ニ於テ尽力」しても間に合わないので「市中開業医ヲ呼集メ、先ツ岐阜警察署内ニ仮病院ヲ設ケ」て負傷者の治療にあたったという。

そして、こうした救助活動に携わる人手の確保として「師範学校・中学校各生徒ヲ集メ各所ニ分派シ」て、人命救助や火災への救援に動員したという。また「看守長初メ囚徒ヲ繰出シ、又警察官ヲ助クル為ニ市中ノ負傷者探索等ニ従事」させたという。

このように県・市職員、警察、学校生徒をはじめ囚人なども動員して、組織的な救援活動が始まったのであったが、救援活動に従事する人々のための炊き出し場も師範学校内に設けられていったのである。

b. 大垣町の場合

地震発生による家屋の顛倒はいうまでもないが、この地域は地下水が豊富であったために「大地裂テ水ヲ噴出」し、また「各所ニ火災起リ災煙天ニ張り」という状況であった。鈴木郡長と大垣警察署長は協議して「人命救助ト火災消防ノ事ハ素ヨリ警察事務ニ属スル」けれども各所に派遣する巡查が不足しているとして、当時大垣に滞在している力士「若湊、小柳ノ一行凡八十人ヲ諭シ、又監獄支署ノ囚徒五十人ヲ借り之ヲ各組ニ分チ、警部、巡查等之ヲ指揮シテ」人命救助と消防にあたらせた。

救助にあたる人手不足から、たまたま前夜から大垣に宿泊していた若湊・小柳などの力士が動員されたということは注目されるが、「八十人」という人数には疑問も出されている。しかし、いずれにしても彼らは人命救助・防火・救助米の運搬などに携わり、家に閉じ込められた被災者の救済は200～300人に達したといわれる。また、楯甲（大関ないし関脇）は、被災者救助中に落ちてきた梁で死亡したが、彼が落下した梁を受け止めることになって老女が助かったという美談も伝えられている（片山逸郎『濃尾震誌』）。しかし、他方で力士による消防活動は素人であったためにはかばかしく行われなかったという指摘もあるところを見ると、力士の活動が誇張されて伝えられている可能性もある（『濃尾大地震の教訓』）。しかし、いずれにしても人手不足に際して力士の救助活動が大きな役割を果たしたことは間違いない。その証拠に彼らは救助活動を賞賛され、金品を与えられて桑名港に向かっている。



写真2-3 「実地写生 濃尾大震災絵図 大垣全市之大火」(岐阜県図書館所蔵)

c. 消火活動に携わった人々

以上の2例から明らかなように、都市における地震発生直後の人命救助や防火活動などで大きな役割を果たしたのは警察官や学校の生徒、囚人などであった。ここには、近世の火消しを継承し、近代に入って比較的早い時期に形成された消防組織の活動が記録されていない。消防団員が活動しなかったということではないだろうが、それについては岐阜町の消防について、次のような記述がある。

消防夫の如きも亦死傷者あり各自共一身一家の救急に忙しく進んで難に赴かんとするもの甚だ稀なり是を以て乎師範及中学両生徒総員並ひに監獄署囚徒若干をして之を二隊に分ち救護と消防とに充てられ（略）如何せん消防器械は倒家の下に埋没して用に堪へず井水は涸渴して土砂を迸出し街衢は狭隘にして倒家道に横はり進退動作の困難想像の及ぶ所にあらず（略）此時警察官は非常権を用て家屋を破壊し防火線を描して遮断を試むること数回に及ぶと雖も火線数町の広きに亘り一も其効を奏せず（『濃尾震誌』）

これで見ると、死傷した消防夫もあり、自分の家や地域の消火活動に忙殺されるなどして、組織的に消火活動に従事する者がほとんどいなかったことがわかる。また、消防器具も倒壊家屋の下敷きになって使えず、消防用の水も井戸水が枯渇して使えなかったために、やむなく家屋を壊して延焼を食い止める破壊消火しか打つ手がなかったが、それとてもほとんど効果がなかったこともわかる。

d. 囚人の活躍

地震発生当時の岐阜市における囚人の活躍を高く評価しているのは、県役人の報告をはじめ、それらをもとに記述された『濃尾震誌』などである。後者によれば、監獄署には男女合わせて1,090人いたが、多くは各工場にいて被害に遭い死傷者も出た。また、獄舎や工場の被害も大きく通常の就業も不可能なため、囚人は差し当たり必要な精米と草履作りを行うということになって、精米は市中の米商人からの委託米などを、80臼に80人を配置して1人で1俵、1日に80俵の精米をついた。また、草履・縄などは100人の囚人が従事して作製したという。

また、人命救助などの人手として、はじめ軽罪囚を6人組・10人組・20人組として、50人ほどが倒壊した家屋から死傷者を救済するために派遣され、消火活動には看守長率いる60人の囚人が動員された。さらに、翌日には美江寺町の出火に際して「県庁を始め其他の官衙学校等の接続しある所なれば」延焼はぜひ食い止めなければならぬとして、再度100人ほどの囚人が現場に駆けつけて消火活動に従事したという。

このような活躍ぶりは、『濃尾震誌』の著者の片山逸朗が直接目撃したことだとして記しており、また獄舎内の囚人も「夫々担当の部分を決めて何くれとなく立働らき右外役せし囚徒に勝るとも決して劣る処」がなかったとの中川典獄の話も掲載している。その上、囚人の活躍ぶりを以下のように高く賞賛している。

凡そ囚徒の心情たるもの斯る場合に在りては多くは逃走を企つるが常にして殊に充分の好機会得つつあるにも拘らず事茲に出でずして却て自己の危険を顧みず人命救助防火其他に尽力せしこと実に感すべきの至りにして其の功績また著大なりと云ふべし

刑が軽くなることを期待して救助活動に従事した囚人もいたであろうが、未曾有の地震災害に遭遇して、そうした打算を抜きにして、人命救助や消火活動に全力を投入した囚人たちが圧倒的に多かったと想像される。

e. 民間団体の救援活動

以上に見たような、役所や警察などによる多くの人々を動員しての被災者救済とは別に、隣り近所や町内会など地域社会内部で住民相互が助け合うという被災者同士での救済活動の方が、行政のそれよりもきめが細かく実的で効果的であり、大きな役割を果たす場合があったと推測される。しかし、このような住民の相互扶助的なボランティア的救済活動は、記録や資料に表れにくいので実態を把握することは困難である。一方、民間団体によるボランティア的な救済・支援活動はある程度明らかとなる。

濃尾地震は広範囲に大きな被害をもたらしたために、国内はもとより外国からも様々な個人や団体が馳せ参じ、あるいは支援金・品を送って救済や復興に取り組んだ。中でも、宗教団体の活動は大きなものがあった。

美濃地域で大きな教圏を持っていた浄土真宗本願寺派は、本山が全国の末寺に対して救助活動への参加を指示し、岐阜市の西別院では本山から送られてきた米を1万人以上に施した。また、「御裏様(大谷枝子)」は、包帯用の木綿300反を日赤仮病院(大野郡古橋村設置)に送った。

キリストス教会では、岐阜市の聖公会・日本基督教会・メソジスト協会が救済会を組織して、県外のキリスト教徒による救援活動の窓口にもなって救済活動を展開した。岐阜市内で布教活動を行い、三派の結集を呼びかけた英国人のA・チャペルは、故国から送られてきた義援金をもとにして、被災盲人のための鍼灸伝習所を岐阜市神田町に設立した。これが後に岐阜聖公会訓盲院となり、現在の岐阜県立盲学校に至っている。

宗教界とは無関係であるが、横浜・神戸の居留地を中心とする外国人の救済活動も注目される。横浜ヘラルド新聞社は、11月1日に義援金の募集を始めた。横浜居留地外国人総代として横浜商會会議所書記長一行が来県して、根尾谷の被災者に義援金・毛布・衣類を送った。彼らはその後も西濃や山県郡などを訪れ、彼らが送った救援物資は根尾村・北方町・現巣南町などで分配された。

神戸在留外国人も総代のA・C・シムが来県して義援金を送ったり、根尾谷を見舞ったりしている。

f. 開業医の治療活動

このような民間団体や個人による被災者救済活動の中で、特に大きな役割を果たしたのが医療による救済活動であった。これについては別項に詳しいのでそれに譲るが、地震発生直後に多くの医師や看護婦などが「食料等概自弁」で治療活動を行った。しかし、県は、「其好意ニ対シ、相当ノ優遇ヲナスヘキ」として、政府から震災救済費として渡される150万円の中から10万円が支出されることが決まってからは有給雇いとなった。したがって、ボランティア的な治療活動は、概ね12月ごろまでということになる。

ここでは、個人の医者 of 自発的・献身的な治療活動がどのようなものであったかを、当時東京市の開業医であった土岐政次郎の医療活動の足跡を通じて瞥見してみよう(写真2-4)。

彼は、負傷者救済のために自分の外科用器材などを携えて11月5日に来県し、6日から本巣郡日当村(現本巣町)で11人、平野村(根尾村)で6人のけが人を治療した。次いで、金原村・外山村(両村とも本巣町)で治療活動を行い、また平野村に赴いて先日治療したけが人の経過を診ている。そして、西根尾村高尾で22人、また平野・日当村での診療後、市場村3人、長嶺村3人、天神堂村3人、長島村3人、能郷村2人(以上すべて現根尾村)と回村しながら治療活動を続けて、最終日の11月15日には日当村で治療を行って帰京した。こうした治療活動は、村々の平地や芝生、寺院内の空き地などに敷いた筵の上で行われたという。

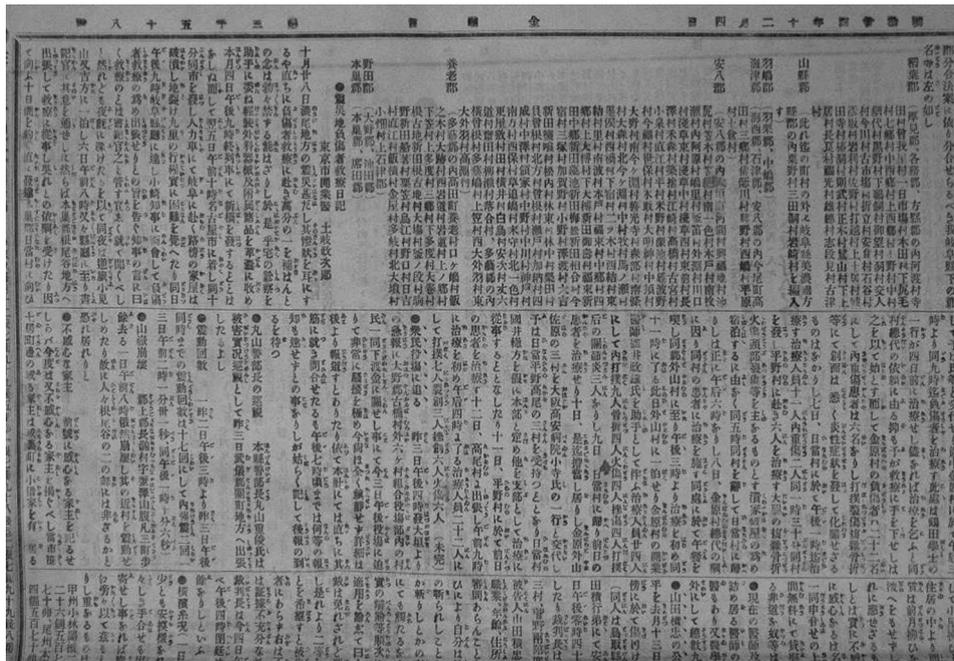


写真 2-4 「岐阜日日新聞」24年12月4日 (小森家文書80-11-22号、岐阜県歴史資料館所蔵)

(3) 炊き出しと教育所の設置

a. 救助米の確保と炊き出し

施粥などの炊き出しは、近世から災害時や物価高騰時において窮民救済のためにしばしば行われた救済策であったが、濃尾地震に際しても地震発生直後から各地で行われた。震源地に近い根尾の水鳥地域では、当時人口311人に対して精米23俵の備蓄しかなかったのが、村民を督励して揖斐から米穀など輸入して炊き出しをする計画を立てている。とりあえず県庁職員や池田郡役所の署員らが調査に際して揖斐から携えてきた塩・味噌は各家に配分された。

高木・多芸・上石津郡長の報告によれば、飢えに苦しみ救助を求める人々が、地震発生直後に8,700人に及び、彼らに支給すべき白米は1日23石余が必要である。しかし、旧米は食べつくして新米は収穫前であるので到底地元の買入米では足りない。そこで郡役所の所員を三重県桑名地域に派遣して玄米280俵を買い入れて、それに地元で購入した米を加えて当座の救助を行った。

炊き出し米の確保が困難であったことは、岐阜市も例外ではなかった。岐阜市では、岐阜県の臨時救難事務所が岐

表 2-3 岐阜市内の米価

白米小格売		玄米一格俵		現岐阜市内	震災前
古米	新米	古米	新米	凡 老 万 俵	
壺同斗式升六合	壺斗式升式合	式拾銭マテ	三円拾銭以上	三円四拾銭以上	
白米小格売	玄米一格俵	現岐阜市内		凡 千 俵	震災後
壺斗式升式合	以上三円五拾銭				

出典：『岐阜市史 史料編 近代一』1138頁より転載

阜尋常師範学校内に設けられ、炊き出しの準備が行われた。また岐阜市の参事会では、まず米穀の価格調査を行って以下のような措置を講じた（表2-3）。

白米ノ小売ニ至リテハ、奸商不時ノ利益ヲ貪ラント現品払底ノ機ニ乗シ、一升ニ付式拾銭三拾銭、甚シキハ四拾銭以上ト宣言シ、多数需用者ヲ困ムルノ現況ナルヲ以テ、市参事会ハ直ニ米穀ヲ遠地ヨリ購入シ、壺升九銭ヲ以テ売渡場所ヲ市内式ヶ所ニ設ケ、以テ米穀暴騰ヲ防遏セリ

上記の報告にあるように、市参事会の処置によって安価な米の供給が十分であったとは考えられないが、市当局が米の確保に腐心したことは間違いない。政府においても11月1日の総理大臣の電報では以下のような具体的な提案をしている。

大坂白米相場ハ午白一斗一升四合余、朝鮮米一斗四升余、白米払底ニテ困ルナラハ、右相場ヲ以テ大坂ヨリ買上テハ如何、大坂ハ土佐堀一丁目藤本清兵衛へ電報スレハヨシ、運送方ハ大坂ヨリ垂井マテ汽車ノ都合ニヨルヘキカ折返事

この提案はしばらく見送りということで実行されなかったが、これらの諸事例は米穀の確保がいかに緊急重要事であったかを物語るものであった。

そして、このように米穀の確保に奔走しながら、地震発生当日に県内の市町村の約8割に及ぶ325市町村で炊き出しが行われたが、全体としては総計425か所の炊き出し所が設置され（表2-4の総計とは合わないがそのまま）、そこで炊き出しを受けた者は延217万1,192人で、それに要した金額は4万3,854円余に上った（『岐阜県議会史第1巻』）。

岐阜市では南部の濃陽館、中部の師範学校、北部の岐阜公園の3か所で発生当日から10日間にわたって、1日に約1万人に炊き出しが行われたという。炊き出しには賃金で雇った人夫も動員され、監獄が保有していた米なども放出された。大垣町では公園・室・久瀬川・東船・南寺内・藤江の6か所に「炊出所」が設けられた。

炊き出しの日数は、2日から10日と地域によって異なっていたが、備荒貯蓄法による救助日数は30日であって、この炊き出し日を引いた残りの日数については現米や金銭が支給されたという（写真2-5）。

表2-4 炊き出し所の数と開始日

開始日	市町村	%
10.28	325	79
29	53	13
30	17	4
31	12	3
11.1	3	1
2	1	0
3	1	0
合計	412	100

※「岐阜県震災誌草案」

出典：『濃尾大震災の教訓』22頁より転載



写真 2-5 「炊出所」(長崎大学附属図書館所蔵)

b. 教育所の設置

地震発生後被災者の多くは、家屋の倒壊だけでなく余震による崩壊を恐れて、以下のように屋外に起臥する者が多かった(写真 2-6)。

自身ヲ以テ屋外ノ空地ニ避ケ、或ハ戸障子或ハ蓆席ノ類ヲ以テ粗造ナル仮小屋ヲ結、此处ニ起臥スルモノ数日、而シテ其甚タシキニ至リテハ或ハ堤腹樹下等ニ露臥スルモノ亦尠カラサルヲ以テ、各郡ニ於テハ所々ニ相当ノ仮小屋ヲ設ケ貧窮者ヲシテ一時ニ居ラシメタリ(『岐阜市史 史料編近代1』)

また、11月1日に岐阜入りした総理大臣松方正義に同行した大森県治局長は、白根内務次官に充てた書簡の中で大垣町の様子について以下のように記している。

一望ヤケ瓦ノ外ナシ、死骸ノ片付ハ先ツト通り出来シ居レトモ、当時ノ状況ヲ聞クニ不忍、震動ハ今ニ時々刻々アリ、市民家ニ入ルモノナシ、道バタニ小屋ヲ作り、貴賤トモ乞食同様ノ有様ナリ

家屋を失った被災者だけでなく、倒潰を恐れて仮小屋や樹木の下などで「乞食同様」に暮らしている被災者を、臨時的に収容して保護する避難所(当時の呼称)が、例えば竹ヶ鼻町(現羽島市)では専福寺境内に設けられるなど、各地で寺社や公共施設に設けられたが、県は11月に入ってから、岐阜・大垣町など4か所に「震災窮民救済所」を設置していった。しかし、入所希望

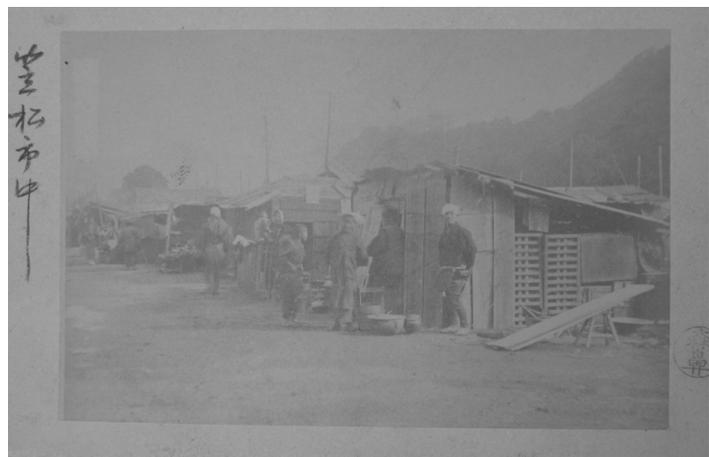


写真 2-6 「笠松町の仮小屋」(岐阜県図書館所蔵)

者が多くて救済所が「狭隘」となり、遠隔地の被災者は居住地を離れて入所するのを嫌ったこともあって、12月に高富・関・根尾谷を加えて名称も「震災教育所」と改称され、同時に鶴沼・黒野・今尾・美江寺・竹ヶ鼻に支所が設置された（しかしこれらはいずれも25年3月10日までに閉鎖された）。

入所資格は、いずれも家屋が倒壊・焼失し、生業のための器械などが破壊された一家で、なお次のような条件に当てはまる場合に入所資格が与えられた。

①戸主が極貧で重病の場合、②同じく戸主が重い持病があって自分で起居できない場合、③老年の独居の女戸主の場合、④戸主が眼病、妻は病後憔悴、母老耄の場合、⑤戸主が盲目の場合、⑥父母が圧死して子供たちが残されている場合、⑦戸主が負傷し子女は逃亡ないし出稼ぎ中の場合、⑧戸主が独身で病気ないし老衰の場合、⑨戸主が老衰で子女が廃疾などの場合、⑩戸主は壮年でも妻が大傷を負った場合、⑪戸主が病身で長男が入営中の場合、⑫戸主が失踪しており、壮年の長男は出稼ぎ中で音信不通の場合、⑬鰥寡孤独で赤貧洗うが如き者の場合、と入所資格がかなり厳密に定められていた。これで見ると、自力で仮小屋などを建てることのできる程の健康な戸主や子供がいる場合は、たとえ貧窮者で仮小屋を建てる余力がなくても入所する資格は与えられなかったことになる。教育所はそのような貧窮者を収容できるだけの数も収容能力もなかったからであろう（以上『岐阜市史料編近代1』）。

いずれにしても教育所の収容定員は少なく、表2-5からわかるように、岐阜教育所で59人、ほかの震災教育所も北方教育所の85人が最大で、そのほかは岐阜教育所と大同小異であった。また入所希望者も笠松が4倍、大垣が3.6倍、岐阜が2.5倍などとなっている。意外に入所希望者が少ないように見受けられるが、それは主に上述したような厳しい入所資格によって、希望者が絞られた結果だと考えられる。

表2-5 教育所の入所者など

名称	開所日	人数	貯金額
岐阜教育所	24. 11. 27	59	2. 41
黒野支所	25. 01. 07	32	0. 30
鶴沼支所	25. 01. 15	60	0. 16
高富教育所	24. 12. 29	63	0. 14
関教育所	12. 17	57	0. 12
大垣教育所	12. 10	69	5. 85
今尾支所	12. 25	42	1. 96
北方教育所	12. 15	85	0. 17
笠松教育所	12. 04	75	3. 93
竹ヶ鼻支所	12. 17	58	1. 98

※「岐阜県震災誌草案」より作成

出典：『濃尾大震災の教訓』24頁より転載

c. 教育所での生活

岐阜市の岐阜教育所は、救済小屋と炊事小屋、事務所、浴室小屋を備え、周りは板塀がめぐらされて表・裏門があるという本格的なもので、総建設費は290円と見積もられたという。

入所者には食事は一日平均5銭以内で、10才未満の者は米・麦半々で合わせて3合、10才以上は米・麦半々で合わせて4合、菜が1度、漬物2度、毎食に湯の支給があった。衣服や寝具は自弁であったが、それが不可能な者には「篤志者義援ノ衣服」を与え、寝具は県庁が用意して貸与した。また、入浴は3日に1度という決まりであった。

さらに、教育所で「只座食シテ悠々日ヲ」送るとよくないので、入所中は本人の希望によって「相当ノ職業ニ就カシメ」て、それで得た賃金は恩賜金・寄贈金・小屋掛料等とともに事務所が預かることにしていた。岐阜教育所の場合、預かり金は142円14銭4厘に達した。また、児

童には礼儀作法や修身講話を、学齡児童には毎日2～3回の授業を行い、余暇には大人同様に職業に就かせたという（『岐阜市史 史料編近代1』）。

ところで、入所者の就労などによって得た賃金を救育所が預かったのは、入所者が逃亡するのを防止するためでもあったとの指摘もあるが（『濃尾大地震の教訓』）、もしそうだとすれば、この震災救育所は被災民に対する治安対策という目的も持って設置されたことになる。近世の窮民対策も同様であって、ここには近世以来の窮民政策と通ずるものがあるといえる。

2 国・県の復旧支援体制

(1) 国の復旧支援

a. 勅令205・247号

地震発生の2日後の10月30日に、天皇・皇后両陛下から金3千円、更に1万円の下賜があり、また、11月1日には総理大臣松方正義が愛知・岐阜両県を視察してから政府の対策は本格的に始まった。そして、11月11日には被災人民救済と河川堤防の修復のために「廿三年度歳計余剰金」の中から、愛知県には75万円、岐阜県には150万円を支出するという勅令205号が発せられた。これは岐阜県から出された救済・復興費162万円の要求に対応する形のものであったが、特に、この中から緊急に以下の支出が必要とされた。

一、金1万5,000円	仮病院4か所、同出張所凡そ6か所、医員宿泊所建設費
一、金2万5,000円	医員手当、施療衣具など諸経費
一、金2万5,000円	難民救済所4か所諸賄費
一、金1万円	被災者家作木諸材料より伐採諸費
合計金7万5,000円	

この勅令205号は、緊急という理由で帝国議会には事後承認という形で発せられ、議会には11月30日に提案されたのであるが、それには議会における自由党などを中心とする反政府派議員の政府攻撃を避けたいとの思惑もからんでいたものであった。帝国議会では12月に入って岐阜・愛知県選出議員による濃尾震災救済建議案が提出され、岐阜県選出矢野才次郎による救済建議案の審議促進緊急動議が出されるなど、政府と反政府議員との間の攻防が続き、勅令の事後承認案も濃尾震災救済建議案も審議未了に終わってしまった。そして、この議会解散直後の12月26日に、政府は土木費補助として208万円を支出するという勅令247号を発した。政府の濃尾震災への臨時対策費は、この2つの勅令による支出で、総額は358万円であった。

このほかに政府は、備荒儲蓄金24年度予算に86万7,420円の国庫補助を、また震災地被害小学校の設置補助として10万1,018円を支出したのであった（この点は後述）。

b. 御料林材木の払下

厳密には政府の支援ではなかったが、やや特異な救済支援として、宮内省が震災による倒壊建造物などの修復や、再建用の材木の価格が高騰することへの対処として、御料林の立木を被災者に払い下げたことをあげておきたい。その件について岐阜県は次のように告示している。

今般管下非常ノ震災ニ付数万ノ家屋焼失或ハ倒壊セシ為メ木材ノ価格一時ニ騰貴シ、被害人民ノ困難尠カラサル段深ク憫然ニ被思召、特ニ岩村御料局長ヲ被差遣、御料林ノ内立木県庁へ被引渡、被害人民へ可払下旨示達有之、右払渡ノ方法等ハ追テ相達スヘシ

長野県側の木曾山やその西側の通称裏木曾と呼ばれた山林一帯の多くは、近代に入って国有林から皇室御料林に編入されて、民衆が用益することはできない山林となっていたが、このたび被災民の建築用材として払い下げられることになったのである。場所はこの告示でははっきりしないが、岩村の御料局長がこの任に当てられていることから推して、主に裏木曾の材木が払い下げられることになったのではないかと思われる。

c. 県や住民の政府への請願

地震発生直後から岐阜県は様々なルートや方法で政府の支援を要請したが、主なものは先に述べた救済・復興費162万円の要求と、12月18日に出された「震災地被害人民休養之儀ニ付上申」における総額367万円の農工商補助金要求であった。前者には勅令205号が対応するものといえたが、後者については翌1892（明治25）年1月に政府から却下されている。しかし、勅令247号がこれに対応するものといえなくもない。いずれにしても県が2件で総額529万円を要求したのに対して、政府は2つの勅令で358万円の緊急支出で応えたということになり、それは県の要求額のおよそ69%にあたるものであった。

この未曾有の震災に遭遇して、住民の間からも国の支援を要請する請願が出された。「武儀郡高野村外四ヶ村々長始メ拾七ヶ村役場町村長」は12月19日に、内務大臣品川弥次郎宛てに地震で破壊された「河川堤防道路橋梁用悪水路溜池樋管及諸官衙等ノ復旧工事トシテ、更ニ国庫ヨリ金三百拾万六千貳百貳拾六円六銭九厘ヲ支出セラレタキ」とする請願書が提出された。この中で「更ニ」とあるのは勅令205号のほかにという意味であって、勅令205号による150万円は木曾川・長良川・揖斐川の「堤防樋管修築」費用であって、「自余四十有余ノ河川堤防及道路橋梁等復旧工事ハ此ノ恩典以外ニアル」ということから「更に」請願したのであった。これらの河川の被害は甚大で緊急に修復する必要があるが、「災余疲弊ノ極ニ達シタル、我々人民ノ力負担ニ堪」えるものではないので「国土保全ノ為メ非常ノ特典ヲ以テ」「復旧ノ費用ハ悉ク国庫ヨリ支出ヲ」仰ぎたいというのが請願理由であった。

木曾三川が網の目のように走る美濃平野部では、地震による堤防の破損など河川にかかわる被害が甚大であり、特に翌年の増水時までには復旧しなければ洪水の恐れのある箇所は無数にあるという村長達の指摘は切実なものであった。しかし、ともすれば三川の本流の復旧のみが注目されて、支流の諸河川の比較的小規模な復旧工事は放置されたり、後回しにされる可能性が

あった。そのために、そうしたことのないようにと武儀郡の村々が請願に立ち上がったのであった。

このほか、12月には国税を7年間免除してほしいとの請願書が、安八郡御寿村外26か村から大蔵大臣松方正義に提出された。これらはいずれも却下（県が徴収する地方税戸数割・営業税・雑種税は徴収延期）されたが、この震災を契機にして「請願」という形での住民運動（政治行動）が展開されたことは注目に値する。

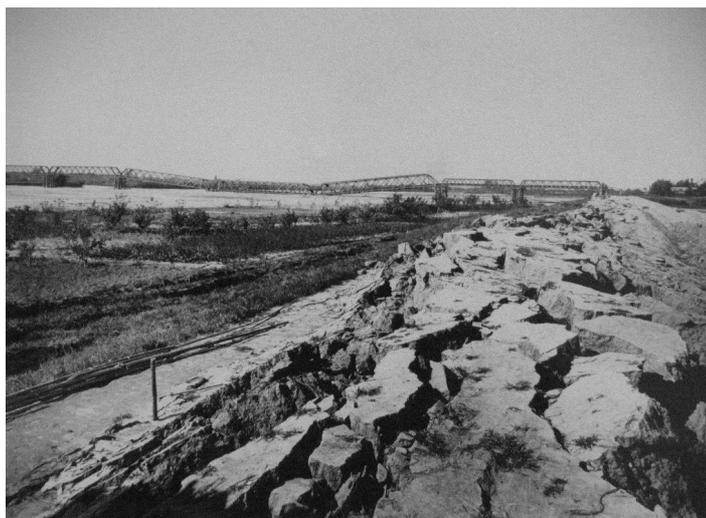


写真 2 - 7 「長良川堤防の崩壊 1891年の日本の大地震」 (岐阜県歴史資料館所蔵)

(2) 岐阜県の復旧対策

a. 県の復旧体制

岐阜県では震災発生直後、臨時救難所を県庁舎外の今泉巡査屯所に設け、臨時救難掛として、内務部第一・第四課から7名、警察部6名を任命して救助活動を開始した（臨時救難事務所を岐阜尋常師範学校内に設けて、炊き出しの準備をしたとの報告もある。今泉のそれと同じか）。しかし、救助活動の手配や各地の被害状況を調査するための人員派遣、各地からの被害報告の受付、国への報告などの事務、震災発生当日や翌日にいち早く不破郡や可児郡から出された食料・小屋掛料としてそれぞれ250円、70円25銭の支出要求への対応などに忙殺された。臨時救難所の当面する最も深刻な問題は、救助や調査に係わる人の確保と救援物資の調達であった。

例えば、29日に県は加茂郡の郡長・警察署長に宛てて次のような要請をしている。今回の震災による被害は県内一般であるが、特に岐阜市の被害はひどい。その上、大雨の兆候があり水害が発生すれば県庁所在地として由々しき事態となる。そのため水防が必至であるが、「近傍ニ於テ水防夫等募集方難行届」いので、出水の兆候があったら以下の人員と物資を提供してほしい。

人夫	五百人	鎌鋤簾等持参ノコト
俵	五十俵	
縄	二千房	

糧米 白米ヲ要ス
松明 五千挺

また、10月31日には、不破・加茂・可児・土岐・恵那・郡上・武儀の7郡長に宛てて県から次ような通達が出された。

今般ノ震災ニ付、西濃各部救助其他一切ノ事務、助務トシテ、書記一人雇一人迅速県庁へ御差出可有之

つまり、被害のひどかった西濃地域の救助などの諸事務を処理するために、比較的被害が軽かった東濃・中濃地域と郡上・不破郡から書記と雇いをそれぞれ一人ずつ県庁に差しすようにしたのであった。

以上の2例は、救助や復旧のための人手や資材などの確保がいかに緊急かつ困難であったかを物語るものである。

その上、10月30日には美江寺町で出火があり、県庁が類焼する可能性があるとして重要な帳簿書類を師範学校の運動場に移すなど、県庁そのものが危機に晒され、救済・復旧業務を円滑に遂行することは極めて困難であったと想像される（その点では岐阜市も同様であって、市役所は当分の間小熊の願正坊内に移転された）。

県の本格的な震災救済体制が整ったのは、政府から勅令205号による150万円の支出が決まった4日後の11月15日であった。県庁内に「震災救済本部」が設置され、岐阜・大垣・笠松・高富・北方・関・根尾谷・高須の8か所に支部を置くほか、処務規定が定められた（実際に岐阜・大垣・北方・笠松の4か所に震災窮民救済所（支部）が設置されたのは20日である）。本部は救済本部委員長、支部は救済支部委員長のもとに、救護掛・医務掛・会計掛の救済委員が置かれた。ちなみに、本部は、県職員のおよそ15%にあたる48人で構成された。委員長は自力救済のできない被災者の救済・保護・負傷者施療などの救済に関わる事務を処理し、上部の決済などが必要なものでも、大方は後日に回して「重要ノ事件ヲ除ク外敏捷速決」することができると定められていた。

この震災救済本部は、先述した震災教育所における事務量が增大するのに伴って組織の改編が行われ、義援金・統計報告文書の作成や教育所を担当する庶務掛、治療所を担当する医務掛、出納と物品管理を担当する会計掛と編成替えされた（『岐阜県史 史料編近代1、『濃尾大地震の教訓』』）。

こうしてようやく本格的に復旧政策を推進する県の組織ができ上がり、先述したように、まずは焦眉の課題であった長良川・揖斐川水系の破損した堤防の復旧が始まった。

これは、勅令205号による交付金150万円のうちの「三大河堤防破壊修繕費」（うち10万円は小屋掛料などに支出）によるもので、11月15日には「三川緊要ノ箇所丁張」ができ上がり、そのうちの11か所について18日に工事が開始され、竣工は翌年3月末との予定が立った。しかし、まだ41万円程の工事については手付かずであり、これの設計図ができたのは1892（明治25）年の2月のことであった。他方で勅令247号による208万円分の土木復旧工事があった。もともと、これは勅令205号による工事の不足分30万円と、国道修復費33万円を引いた146万円が勅令247

号による実際の土木費であったが、県の土木課の人員が通常は23名程度、年間の土木費が10万円前後という従来の体制では、臨時に職員を増やしても勅令205号の140万円の工事を手がけるだけでも精一杯で、とても勅令247号による復旧工事を設計・施工する余裕はなかった。そのため、勅令247号による実質146万円分の復旧工事の設計は、郡長と岐阜市長に委任することに決定し（明治24年12月29日）、工事日程は1892（明治25）年の2月に着手して同年6月中に完成という目論見であった（『岐阜県議会史 第1巻』）。

このように、2回にわたる政府からの復興費支出による堤防修復事業は、県の復旧事務体制ではすばやく対処することができず、実際の工事は町村役場が担うことになった。こうして一部には「多く人夫ヲ要シ、賃金騰貴」するという一種の復興景気も生まれたが、他方では総額246万円の復旧土木費では、先述した「武儀郡高野村外四ヶ村組合」の請願した310万円余（この中には道路橋梁等の復旧事業費も含まれているが）にも及ばない額であったから、復旧費の不足によって修復工事が放置されたり遅滞するという深刻な事態も生じていたのであった。

b. 臨時岐阜県議会

震災直後に県が実施した応急的な救助に要した経費は以下のものであった。

食料	31万0,029円11銭3厘
小屋掛料	51万3,629円23銭0厘
農具料	6万1,509円 0銭2厘
種穀料	267円 0銭1厘
避難所諸費	4,881円82銭1厘
計	89万 316円16銭7厘

先述したように、県は11月7日に政府に対して救済・復興費として162万円を要求し、それに応えるかのように、11日に政府は勅令205号を以て150万円の臨時支出を決定した。そして、これの使い方を審議する臨時県議会が20日に開催された。ここで小崎知事が提案した、小屋掛料は1戸10円を限度に、食料費を男は1人1日2銭7厘、女は同じく1銭8厘（70才以上、13才未満の男もこの基準）を支給すること、支給日数は30日以内という原案に対して、県議会は小屋掛料10円以内、食料支給30日以内という制限を撤廃するよう要求したが否決されたので、小屋掛料20円以内、食料費支給60日以内への改正を政府に建議することを決めただけで閉会となった（『岐阜県議会史 第1巻』）。

(3) 震災と学校

a. 学校の果たした役割

現在、災害時における地域の避難所として学校が指定され、仮設住宅も校庭に建設されるなど、学校が地域の災害対策上重要な位置を占めていることが多いが、濃尾震災当時はまだそうした位置づけはなされていなかった。

しかし、既に述べてきたように、岐阜市では師範学校が炊き出し所になったり、運動場に県庁の重要な帳簿書類が移されたり、大垣町では興文尋常小学校内に仮病院が設置され、高須町では日新高等小学校の運動場に仮小屋が建てられて役場の事務所となるなど、学校が救済活動の上で大きな役割を果たしていた。また、震災発生当初、岐阜町では師範学校や中学校の生徒が招集されて、人命救助や消火活動に動員されるなど、人的にも学校が重要な働きをした。

b. 学校の被害

しかし、他方で地震によって倒壊したり焼失した学校も少なくなく、岐阜市の師範学校も全壊3棟、中学校は全壊10棟・半壊1棟となっており、また負傷したり死亡した教員や生徒も少なくなかったのである。

学校が被った被害などは、当時それぞれの学校がまとめた『学校震災小誌』からうかがい知ることができるが、厚見・方県・各務郡内の学校の被害状況は次の表2-6のようである。

しかし、これには欠落部分があるというから、1市4郡については次の数値の方が正確であろう（『岐阜市史 史料編近代1』）。

表2-6 厚見・方県・各務3郡内の学校被害

全 壊			半 壊		
郡名	校名	地名	郡名	校名	地名
厚見	長森	鏡島 長森北 柳津桑 高加納 島田 厚見里 三旦島 市市本 芥見	厚見	日野	島森 長岩 岩前 蘇原 黒野 長良 長木 長野 田磐 方県
	鶉崎			若木	
	江崎			日彰	
	聞行			岩滝	
	佐波			岩田	
	高鑑			時習	
	沓井			和親	
	且格			大宮	
	茶屋			御望	
	八宝			則武	
	膏雨			正木	
	鏡島			長良	
	日新			山子	
	川手			教育	
聞々	古津				
静儉	曾我				
迎ぎ	河渡				
淇澳	七郷				
成物	大橋				
茜部	打越				
各務	黒野				
鶉沼	不中				
西郷	西代				
鶉沼北					
合計	25	合計	24		

※S・正木「明治廿四年拾壹月雜書」より作成。

判明分のみで欠落がある。

出典：『濃尾大震災の教訓』57頁より転載

市郡	校数	震災数	全焼	全壊	半壊	就学児童	教授	教員 死傷	授業生 死傷	生徒 死傷
岐阜市	6	6	2	-	4	2068	29	- 1	- 1	22 5
厚見郡	25	25	-	19	6					
方県郡	17	17	-	11	6	8482	163	- 1	- 3	75 87
各務郡	14	14	-	5	9					
山県郡	20	20	-	13	7	1478	42	- -	- 2	22 10

この表からは、焼失した学校は岐阜市だけであり、全壊は岐阜市にはなかったという点が注目される。また、厚見郡内の全壊が多かったのは、地盤が弱い地域が多かったためとされている。岐阜県全体では、小学校528校のうちで、全焼が3校、全壊174校、半壊196校の計373校が被害を蒙り、生徒は51,613人中死亡者が270人、負傷者は437人で、教員1,078人の中で死亡者が1人、授業生（臨時教員）1人、負傷者39人であった（『濃尾大震災の教訓』）（写真2-8）。

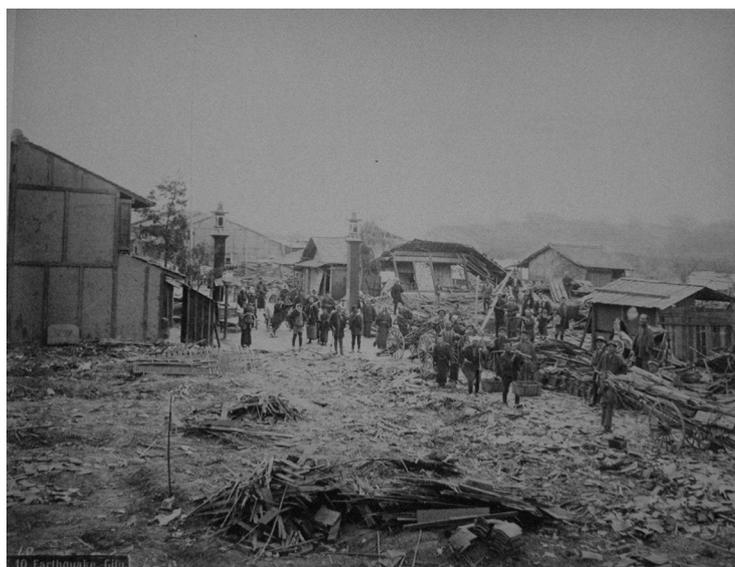


写真2-8 「玉成校」（松原家文書B-30-(2)-24、岐阜県歴史資料館所蔵）

c. 学校の復旧

校舎が焼失・全壊した場合はもちろんのこと、大破しても学校の機能は麻痺した。例えば、岐阜の師範学校では地震発生2日後の10月30日、大破して授業ができないので「本日ヨリ向二週間一般生徒ニ帰郷」させたいとの田中校長からの要請を県が了承している。

しかし、学校の復旧は、主に教職員や保護者などの努力によってかなり早い段階から進められた。そうした動きを岐阜尋常小学校の場合で見ると、この小学校は全焼して灰燼に帰してしまっただが、早くも11月1日には教職員の手で焼け跡の片付けが始まり、12日には仮校舎と必要機材の経費としておおよそ1,200円の予算要求を岐阜市に提出している。また、教職員たちは、学校の立木や焼け残った金物類を売るなどして資金集めを行ったり、義援金や救援物資の要請書を周囲や知人などに送って支援を求めるなど、考えられる限りの資金集めに奔走した。

他方で、12月1日には円竜寺を借りて仮授業が開始され、818名中571名の生徒が集まった。12日以降になると義援金などで賄った石盤・石筆や算盤、筆などが生徒に配布された。そして、翌年の4月25日ようやく北舎が完成して、円竜寺の仮校舎から移ることができた。なお、生徒の家庭の多くは被災していたにもかかわらず、授業料を払って生徒を学校に行かせたことや、全国から800円を超える義援金が集まったことなどから、保護者や国民が学校や学校教育再建に寄せた熱意の大きさを知ることができる（『濃尾大震災の教訓』）。

d. 岐阜県教育会の活動

岐阜県教育会（1882（明治15）年設立）は11月12日に、岐阜県師範学校において義援金を全国から募集することや、政府からの支援を陳情することを決定した。早速翌日の『岐阜日々新聞』に義援募集広告を掲載したが、それによれば、12日現在で、全壊・半壊、焼失校舎は235、総坪数1万3,000余坪（1坪は約3.3㎡）に及び、これらの建築費は概算で10万円、図書器械整備費が2万有余円で、政府の臨時支出はとて学校にまで回らないので人々の「応分ノ義援」を求めたい、と広く義援を呼びかけている。そして義援金は多少を問わず教育会事務所に送ってほしいこと、締め切りは1892（明治25）年1月31日までとし、集まった義援金の配布方法は県庁に委託すること、領収証は新聞紙と教育会雑誌上で報告する、としている。また、岐阜県教育会は、25年に開催された帝国議会に向けて陳情を行い、県内16郡の町村長も小学校の修築修繕費と器具費の政府支援を求める請願を行った。

こうした活動を背景に、帝国議会は、政府が岐阜県に10万1,000円余の小学校設備補助金を支出することを認め、6月27日に文部省から交付された。しかし、岐阜県がこの補助金の各郡への配分を決定したのは10月に入ってからであったが、この資金の投入によって学校新築は促進された。

岐阜県教育会が義援金募集を行ったのに呼応する形で、大日本教育会も全国の学校や役所に義援金募集を依頼し、全国新聞にも募集広告を出して、被災した学校の復旧支援に乗り出した。また、当時広く読まれていた雑誌『小国民』は震災記事を掲載するとともに小学校新築のための義援金募集広告を掲載し、集まった義援金は1892（明治25）年4月に出版社である学齢館から愛知県に75円余、岐阜県に124円余が寄付された。

さらに、地震発生の前年に設立された国家教育社も、図書・用具・衣類・義金などを募集して、学校の復旧に協力した。

3 震災後の社会状況

(1) 西別院事件

先の2つの勅令による臨時の震災救済及河川堤防費と震災土木補助費の帝国議会における事後承認案は、1892（明治25）年5月6日に開催された議会に提出されたが、不当支出であるとして問題となり、6月7日になってようやく承認された。この帝国議会での自由党による政府攻撃と呼応するかのように、岐阜県議会でも小崎知事攻撃が始まり、1892（明治25）年12月29日には県議会が内務省宛に、県の震災費の支出には問題ありとする上申書を提出し、翌1893（明治26）年3月には県担当者による震災工事費汚職問題も浮上した（翌1894（明治27）年6月に裁判で無罪となった）。

こうした動きの中で、1893（明治26）年3月11日、岐阜県知事小崎利準が知事を免官されたのであった。免官の表向き理由は、部下に汚職問題が発生した責任をとったことだとされていたが、震災発生後の1891（明治24）年11月に起こった「西別院事件」や県議会と知事の対立、それと連動した政府内部の小崎知事批判などが知事を免官に追い込んだと考えられる。

a. 震災救済同盟会主催の集会

県の動きとは別に、仮小屋などで生活していた被災者の中で、政府から小屋掛料という見舞金^{むしろだ}が支給されるという話が伝わり、^{むしろだ}席田郡の家屋を失った被災者たちが小屋掛料の支給を求めて北方郡役所に願い出るという行動が11月11日に起こった。これは勅令205号によって150万円が岐阜県に支給されるという『岐阜日々新聞』の報道に触発されたものであった。政府から救済金が支給されるという情報が急速に広まったのであろう。

こうした中で、「震災救済同盟会」が11月12日に、岐阜公園中教院前の益友社で有志大会を開催した。この同盟会の中心的な人々は、堀部松太郎・佐久間国三郎・石井鼎（以上県会議員）、野沢金一（弁護士）、山田頼次郎（濃飛日報社員）の5名であって、このときには各種復旧土木建設費の国庫支出、3年間の諸税免除、商工業資金の年賦返済を条件とする貸与などについて、帝国議会・政府へ請願することが決議された。次いで、16日に開催された屋外非政談演説会では、勅令205号による150万円のうち、被災民の救済には10万円しか割り振らないとする小崎知事が批判された。さらに、臨時県議会が開催されたのに伴って、23日には益友社で帝国議会と政府への請願に関する有志大会が開かれた。ここには、席田・本巣・方県・山県・厚見の各郡や、岐阜市の末広町・白木町などから参加者が600～700人前後集まったという。山田頼次郎らは集まった被災者たちとともに、政府支出の150万円は救済費を中心に支出すべし、150万円の支出や小屋掛料・炊出料について知事は県民の希望を蹂躪しないようにすべしなどを知事に申し入れようと、県庁に押しかけて知事に面会を求めたが拒否された。

b. 西別院事件

翌日の24日、西別院仮本堂下に集合した群集と警官とが衝突して、群集の投石で警官が負傷するという事件が起こった。これを西別院事件というが、『岐阜日々新聞』は自然発生的な暴動と評し、同盟会の幹部でこの事件で投獄された小野小野三は、「回顧録」で前日の善後策協議や請願書調印漏れの人々の調印について協議するために集まった5,000人の群衆が、警察官の制止行為に誘発されて起こした混乱であったと見ている。また、初代の岐阜市長熊谷孫六郎の子の守一（画家）の記録の中の集まった群集は「のら着」で「ムシロ旗」や「手に手にカマヤクワを握って」おり、寺の庫裡の「屋根がわらを足で踏み割り、それを捕り方に投げつける」といった記述が注目される。ここからは、群衆の多くが農民のようであり、服装や持ち物などが近世の百姓一揆と近似していることがうかがえる。また、翌25日には席田・本巣・方県3郡の農民数百人が、厚見郡早田河原と方県郡則武村新田との境界の堤防上に集合したが警官に解散させられたという（写真2-9）。

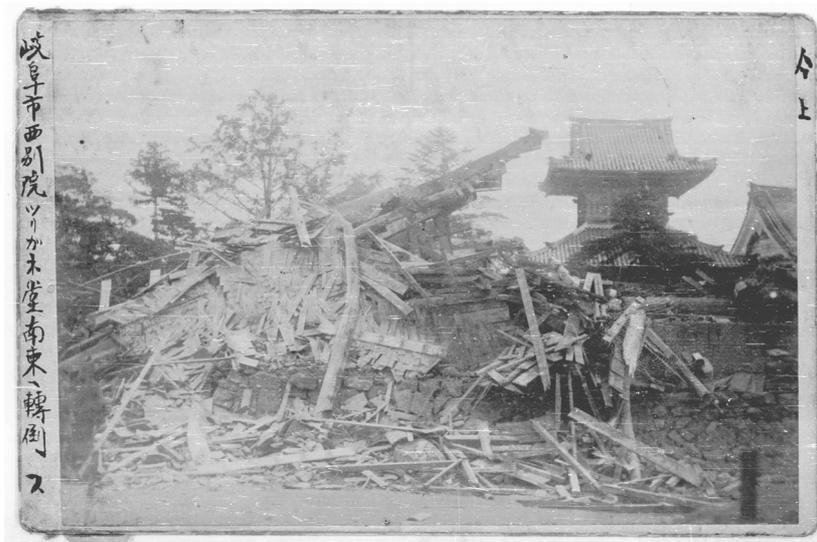


写真2-9 「西別院釣鐘堂の倒壊」(岐阜地方気象台所蔵)

当局はこうした動きを計画的な暴動と断じて、知事への反抗者や請願活動に従事した者、西別院事件の参加者などを逮捕・投獄した。そのうち、「兇徒嘯集罪」で拘禁された者は37人に及び、彼らは後に「官命抗拒罪」として15人が処刑された。また、西別院事件の首謀者として「集会政社法」違反に問われた堀部・三輪準一・石井の3県議と小野小野三らの濃飛日報社員のうち、堀部・山田頼次郎・西川慶太郎が拘留や罰金に処せられた(以上は『岐阜市史 史料編近代1、同通史近代』)。

この事件を『岐阜市史 通史編近代』は、「従来より自由党系勢力の強い岐阜西部周辺地域の農民を中心に、岐阜市の一部下層市民等を加え、一大農民運動へと発展したもの」と性格づ

表2-7 濃尾震災以後の農民運動

年月日	郡名	地域	原因・要求・その他	形態
明治				
24年11月24日	厚見・本巢外	岐阜市外	地震救助要求、千数百人警官と衝突	暴動
12月上旬	厚見	川手村	救助金下付要求、百余人村役場へ押しかく	屯集
25年1月上旬	山県	南春近村	小作料不納を告訴され、神社に屯集	小作騒動
1月27日	厚見	鏡島村	積立金の払戻要求200人	屯集
3月中旬	方県	綱代村	震災小屋掛料紛争	紛争
12月上旬	厚見	且の島村外2カ村	震災下賜損金につき役場の不正	同
12月中旬	方県	網代村	小作料2割引要求	小作騒動
12月	方県	綱代村	小作料引き下げ	同
12月	厚見	下川手村	帳簿閲覧要求し、村役場は押しかく	屯集
26年1月4日	方県		震災救恤金の配当がないため村長へ迫る	同
1月上旬	方県	打越村	小作料引き下げ	小作騒動
1月上旬	方県	上土居村	小作米納入拒否	同
1月20日	厚見	切通村	小作料引き下げ	同
1月中旬	方県	七郷村下西郷	震災義損金の帳簿閲覧要求	紛争
1月中旬	方県	則武村	震災費の帳簿閲覧要求	同
1月中旬	方県	安食村	同	同
1月26日	各務	岩田・岩滝村	同	屯集
1月28日	各務	芥見村	同	紛争
1月下旬	厚見	鏡島村	震災救済金の不正、各処に集会	屯集
1月下旬	方県	木田村	震災義損金の分配方法につき紛争	紛争
2月7日	方県	一日市場村	食料・小屋掛料の不正	同
2月8日	厚見	日置江村外3カ村	震災費費消の件で村長を告発	同
2月中旬	厚見	切通村	小作料引き下げ	小作騒動
2月中旬	方県	長良村	村役場と紛争	紛争
3月下旬	厚見	本荘村	前村長の戸数割1割5分増額徴収に不満	同
3月下旬	厚見	鶉村	震災費の着服につき不満	同
5月	山県	山県村三輪	小作料粉擾	小作騒動

注：「明治農民騒擾の年次的研究」青木虹二著より作成(現岐阜市域分のみ)
 出典：『岐阜市史 通史編 近代』312頁より転載

けている。この評価の当否はさておくとして、この被災民の運動がその後の表 2-7 のような農民運動に引き継がれていったと指摘していることは重要である。小作減免運動も、小作農民が震災によって貧窮化したことで発生しているというように、濃尾震災は農村内部の地主—小作関係のあり方にも大きな影響を与えたのであった。

こうした西別院事件に続く明治25・26年の農村内部での不穏状況や騒動（近世の村方騒動に近似）の展開が、県議会や帝国議会における県知事や政府追及、そして小崎知事の交代という政治状況を生み出した基本的な要因となったとみることができる。

c. 150万円の中の救済費

さて、上記の「震災救済同盟」の主張や西別院に集まった民衆の要求の中に、勅令205号による150万円の中から回される救済費の増額要求があった。そもそもこの150万円は、140万円が土木費、10万円が救済費と政府から指定されており、その支出内訳はおおよそ以下のようであった（『岐阜市史 史料編近代1』）。

治療諸費	2万7,080円余
救助費	6万8,218円余
救済支部雑費	414円余
義援品運搬費	1,287円余
被災者へ払下材木取扱諸費	3,000円

上記の項目の中の「救助費」6万8,218円余のうちの5万5,975円90銭が、ようやく1892（明治25）年4月30日に配当基準にしたがって各都市に配分された。その基準とは、家屋の全焼・半焼、全壊・半壊の四段階のそれぞれに、1戸につき1円90銭・76銭、76銭・28銭5厘であった。ちなみに岐阜市では対象戸数6,137戸に5,730円59銭が配られた。

なお、臨時県議会などで問題になった小屋掛料や食料費、農具料、種穀料などは上記の勅令による政府支出金とは別の経費であった。

(2) 小崎知事の免官

さて、西別院事件で検挙された人々の中に堀部等県会議員が含まれており、ちょうどこのとき県議会が開会中であったことから、この事件は広く世に知られるとともに、県議会にも大きな影響を与えた。

小崎知事の免官の前と後に、この事件で噴出した住民の不満を背景にして、1892（明治25）年の通常県議会では反知事派議員が、前年度の「震災窮民給与方法不整理問題」や水増し巡查定員問題などで県当局を追及し、そのために前年度決算は未承認に終わった。また、帝国議会においても2つの勅令による国庫支出についてはようやく承認されたが、被災市街地救済や地方税国庫補填の案件などは議案も提出されないという状況であった。

ところが、衆議院・貴族院で承認された2つの勅令による震災復興費について、会計検査院から22件にのぼる不当支出があると指摘がなされ、翌1893（明治26）年には、これら震災復旧工事にまつわる疑獄事件に関して小崎知事が法廷に立たされることになった。結果は無罪であったが、この一件が直接の原因となって小崎知事は免官されたといわれる。

しかし、県議会と知事との抗争は次の曾我部知事に代わってからも続いた。長期にわたって山岳・水場の2派に分かれて抗争していた県議会内部が、今度は結束して知事に対抗する姿勢を強めていったのである。

1894（明治27）年の通常県議会では、曾我部知事が独断で震災復旧工事に着手したなどとして、知事糾弾の緊急動議や知事不信任案などが提出されて県議会は紛糾した。この一件は曾我部知事からの報告を受けた内務大臣によって、12月9日に県議会の解散が命じられるという結末を迎えた。この解散は、県議会が設けられてから初めてという大事件であったが、これも被災者を中心とする民衆（多くは農民か）の復旧政策への不満が、上層地主などで構成されていた県議会を大きく動かした結果だといえるであろう。



写真2-10 「小崎利準肖像」

（岐阜県歴史資料館所蔵）

a. 井上毅の小崎知事批判

岐阜県知事小崎利準は、復興費をめぐる不正問題の責任をとって免官されたといわれるが、既に1892（明治25）年の5月には政府部内に小崎批判が起こっていた。その一つを井上毅から品川弥二郎に宛てた「内伸書」から知ることができる。

井上の小崎批判は、工事の緩慢、「救済既定額」の勝手な変更、費金欠乏のために工事の未着手、の3点に集約される。

第1の主な点として、小崎が「親ラ実地ニ臨ンテ撫安ノ労ヲ執」らないことや、150万円のうちから救済費には10万円しかあてず、それも数か月後に幾分の残額があるような有様であること、震災土木補助費208万円余については、「未タ着手セサルモノ十中ノ八九」もあることをあげている。

第2の点については、勅令247号による208万余円の支出が恣意的で、必要な「用悪水路ノ浚渫樋管溜池ノ工事」をせず、他方で復旧工事の名目で「新設増工若クハ模様替ノ工事」を行っていること。実際には、全体で370万円程の工事費が必要とされているのに、政府支出金では賄えないので、被害の軽重と工事の緩急を図って支出すべきであるのに、「最重震地六郡ニ痛ク減額ヲ加ヘ軽震地十五郡ニ応分ノ増加ヲナシ以テ多数ノ歎心ヲ」買って、「少数ナル最重震地不幸者ヲ压倒スルニ至レリ」と指弾している。

そして、3つ目は勅令237号の震災土木費に関して、小崎知事がその金を他所に預けたとの怪聞があって、そのためかどうかはわからないが、資金がないため着工できない工事箇所が多数あること、また、工事が完了しても工事費が支給されずに困っている者がいること、さらに、工事の仕様帳が杜撰であるために着工できないものがあることなどを糾弾している。

以上の小崎知事の非とされているものの中には、すべて彼の責任とはいえないものがある。工事の遅れや必要にして未着工の修復箇所が多数あることなどは、担当者の不足や国から支給された復興費の不足などが主な原因なのであって、必ずしも小崎知事の責任ではない。しかし、井上毅が列挙した上記の小崎批判は、西別院事件やその前後に請願や騒動を起こした民衆の思いや、県会での知事追及と共通するものがあつた。つまり、小崎知事免官の背後には、彼が頼りにしていた内務大臣品川弥二郎が既に罷免させられていたなどの中央政界の政争があつたにしても、震災復興が遅々として進まないことへの民衆や県議会議員などの批判や怒りのうねりが、知事を罷免に追い込んだ最も大きな要因であつたといえるのである。

(3) 震災と情報

a. 震災の受け止め方

突然の大地震による大災害に見舞われ、行政機関も大きな被害を被った上に被災者救済対策に忙殺されるという状況下では、はじめから行政機関が住民に的確な情報を提供することは不可能に近かつた。そうした情報不足からくる不安や民衆の地震に対する伝統的な意識が、様々な流言飛語を生み出し、巷間を飛び交つたのである。その一端を『濃尾震誌』は次ように記している。

大震動以来三日間は民心恟々として尚如何なる災害の来るあらんかと憂ひ皆屋外に露宿せる折柄往々流言飛語を放て良民を蠱惑するあり依て警察官は直に其飛語を為すものを諭止し或は市中要所に掲示して容易く流言に動かされざらんことを諭告する等勉めて人心を安んせしむることを計れりと

この著述が正しいとすれば、岐阜市内では様々な流言飛語が飛び交つていたことがわかる。その流言とは、大鯰が破裂した大地から飛び出してきた（本巢郡生津村＝現瑞穂市）とか、地震の最中に「世直し」と叫んだ（席田郡仏生寺村、山県郡平井村での聞き取りなど）などであつたが、地震と鯰、地震と世直しとを結びつけるのは近世以来の伝統的な民衆意識であつたといえよう。

また、かつて各務原に居を構えていた旧旗本坪内氏の一人、坪内高国が聞いた話として、稲葉山麓にできた火葬場を山の神が嫌って岐阜市内を焼き払って黒土にしようとしたとか、岐阜市中の人を殺そうとして風に向かって火が走った、というような巷話を記している。また、県庁移転のうわさや無一文の被災者を北海道に移住させて岐阜村や大垣村をつくる、といった流言もあつたという（『濃尾大地震の教訓』）。県庁移転や貧窮者の移住といううわさは、全く

荒唐無稽というわけではなく、ありそうなこと、あるいはある種の期待が流言という形をとって広まったといえるのではないだろうか。

b. 流言と不穏状況

流言の中には、内容それ自体は荒唐無稽と思われるものもあつたが、実際の火事や盗難と結びつけた流言もあつて社会不安を一層醸成させるものとして、当局は治安対策上からこうした流言飛語の取締りには特に神経を尖らせた。この点について、『濃尾震誌』は次のように指摘している。

又罹災者居を東西に移すの際往々盗難に罹るものあり又放火を為すものある等の巷説頻々として起り已に人心恟々たるの折柄又一層恐懼安んぜざるの有様ありしを以て各警察署分署に対し此際人心鎮静と盗難予防とを専とすべき旨を示達せられ岐阜市の如きは罹災者の多く集合せる処又は交通頻繁なる処二十一ヶ所に立番巡査を配置して昼夜間断なく警戒防護に従事せしめ尚ほ臨時消防隊を編成して一時間ごとに巡回し非常を戒しむることとなりたる

震災後の地域内の不穏な状況について、11月8日の『扶桑新聞』には、竹ヶ鼻町の状況について次のような記事を掲載している。

竹ヶ鼻町は笠松にも増す惨状を呈し（中略）遭難地の常とは云ふものの同地は分けて盗難多く人民は終夜鉦や太鼓を鳴らし盗火を戒むるの厳なるより無提灯のものと見れば何人を論ぜず八方より集ひ竹槍棍棒などで撲ちすへ又は捕縛するより夜行全く絶え偶ま止むを得ざるの用事あり外出せんとするものは警官の同行を請い

岐阜町では巡査による厳重な警備があつたが、笠松では主に町民による警備で治安が維持されていたことがわかるが、こうした厳重な警戒が必要なほどに、不穏な状況が存在していたことが読み取れる。

c. 新聞の情報提供と救援活動

住民が震災情報を得るのに大きな役割を果たしたのは新聞であつた。それについては別項に譲り、ここでは西別院事件で検挙者を出した濃飛日報社だけでなく、県側の姿勢を批判する記事を掲載した新聞がほかにもあつたこと、新聞が全国的な救援活動の展開に大きな役割を果たしたことだけを述べておきたい。

岐阜県内の震災状況を最初に報道したのは、『新愛知新聞』（現中日新聞、名古屋市に本社）の10月31日号で、前日の岐阜からの電報を掲載して、岐阜市の9分通りが焼失したと報じた。地元紙である『岐阜日々新聞』は社屋そのものが被災したからであろう、11月1日になってようやく号外1号を発行している。そこには地震前の兆候や地震の原因、実地調査、救済支援など様々な情報を載せていた。

こうした情報の収集源はよくわからないが、刻々と各地から県庁に集まった情報などが主なものだったと考えられる。岐阜県庁では少なくとも11月6日には県内の震災概況を印刷して官署や新聞社に提供していたし、被災地の写真も回覧に回していた。

新聞が提供した震災に関する情報の中には、行政に対する被災者の不満なども取り上げていた。

西濃大垣は岐阜にも勝れて震災の激しき場所なるに小崎岐阜県知事は震災後何故か数日間同地を巡視せず漸く松方総理大臣が去二日大垣の実況視察の節同行したるが如きは余り同地人民に対して行届きたる処置にあらずと同災民中綯激昂の気味もありとサモありぬべしこれは11月10日付の『扶桑新聞』の「大垣災民の激昂」と題する小見出しの記事であり、小崎岐阜県知事の被災地訪問が遅く、それだけ救済に冷淡であると被災者が怒っていると報じている。地震発生当時小崎知事は上京中であって帰県したのが30日の夜であったから、大垣訪問が11月2日になったのはやむを得ないことで、必ずしも彼が救済に冷淡であったためではなかったのかもしれない。しかし、救済措置が迅速に行われていないことは事実で、そのことへの不満が知事に向かって憤りとして噴出したのであろう。そして、こうした報道が多くの人々の小崎知事批判を生み出し、広める上で大きな役割を果たしたことは想像に難くない。井上毅の同様の批判の材料も、あるいはこうした新聞報道からも得たかもしれない。

他方で、こうした震災情報は地元新聞だけでなく全国の新新聞も掲載したので、震災の状況は全国民に伝えられた。そして、また全国の新新聞が被災者救済を呼びかけたことから、新聞が国民的規模での震災救済活動を展開させたともいえる。

震災状況を報道して、義援金活動に参加した全国の新新聞社は次のようである。11月29日段階で全国の新新聞社が集めた義援金の総額は、およそ14万1,393円に達している（『扶桑新聞』調査）が、そこには、1万円以上の時事新報・大坂毎日・朝野新聞・日出新聞・大坂毎日をはじめとして、北は『北海新聞』、『函館新聞』から、南は『高知日報』、『九州自由新聞』に至るまで全国各地の新新聞社53社が義援金募集に取り組んでいた。恐らく、新聞が災害報道を通して救済・復興活動に大きな役割を果たすようになったのは、この濃尾震災が最初ではないだろうか。

d. その他の媒体による情報（記録）

新聞などに掲載された挿絵をはじめとして、石版細密画や写真、また冊子、「岐阜県下大地震之統計略表」「岐阜県下大地震略図」（岐阜市在住、安江文五郎）などの一枚刷りなど、様々な媒体による震災情報が出版されたが、その点も別項を参照されたい。

ここでは、鯰と地震とを結びつける考えから描かれた鯰絵のうち、「愛知県・岐阜県 震災義援金一覧」（香朝筆）に触れておきたい。この絵は、尾張の大鯰と美濃の大鯰が綱引きをしているのであるが、尾張の大鯰には甲斐・信濃・飛騨・遠江・三河・越前の子鯰が、美濃の大鯰には攝津・伊賀・近江・駿河・伊勢・加賀の子鯰が付いており、これは義援金の配分をめぐる世評を暗示していると思われる、数ある鯰絵の中でも興味深いものである。

また、出版物では、既にしばしば引用した『濃尾震誌』（片山逸郎編集、大垣町の勝沼武一発行）を取り上げておきたい。これは1893（明治26）年3月に発行され、241頁で図版も12枚あり、当時としては最も分量のある本であった。筆者の片山は岐阜市在住の県庁職員であり、彼に協力したのが岐阜測候所長の井口龍太郎である。内容は当時の資料や伝聞をもとにしたかなり正確なものである。ちなみに、この本に協力した井口龍太郎が所長を勤める岐阜測候所も1894（明治27）年4月に『明治二十四年十月二十八日 大震報告』を出版したが、これは主に自然科学的な調査報告書であった。また、先述した『小学校震災小誌』の中で、唯一『方県郡黒野高等尋常小学校震災小誌』（河田元次郎編）が1892（明治25）年12月に出版されたことも、特筆されてしかるべきであろう。

（4）濃尾地震と「世直し」

濃尾震災は、大地や道路、鉄道、建造物や人や生き物などに大きな被害を与えただけではなく、人々の生産活動や日常の暮らしなどにも多大な損害と変化をもたらした。また、人々の意識や行動も変化していったのであるが、それについては西別院事件などを通して、行政の不正追及や自己の生存権を主張する運動に民衆が参加していくことを明らかにした。しかし、日本赤十字社が、この震災を契機に天災による被災者救済活動を新たに任務として加えたように、組織や機構のあり方にも様々な変化をもたらしたのであった。その点について、当時の軍隊と震災、それを通しての軍隊と民衆との関わりから見ておくことにする。

a. 第三師団の軍医派遣

岐阜県が名古屋在駐の第三師団に救援を要請したのは、震災発生の翌日の29日であった。岐阜県は薬品・包帯を携行する医官4、5名の派遣を求め、翌日に第三師団から田中一等軍医と石野・武市三等軍医が来県した。早速田中軍医は加納へ、石野・武市軍医は笠松へ出向くように要請された。また、31日には、陸軍三等軍医医学士鶴田禎次郎が治療のために来県した。

岐阜県には、様々な団体や組織から医師が治療救援のために派遣されていたが、11月9日の各医師団の所在地は次のようであった。赤十字社は大野郡古橋村、大坂ベルナベ病院と東京赤坂病院は竹ヶ鼻町、帝国大学佐藤三吉氏一行と京都同志社赤十字社京都支部は大垣町、岩佐・高階侍医は厚見郡近之島村、第三師団軍医3名と大坂高安病院は根尾村、東京学士院会員は各務郡芥見村、陸軍軍医学会は加納町、大坂府立医学校は笠松町などとなっている。第三師団の軍医は高安病院の医師とともに、震源地に近くそこへの到達も容易ではなかった根尾村において治療活動を行っていた。彼らは11日になって第三師団長から滞在延期の許可が下り、陸軍軍医学会派遣の菊池軍医正一行も滞在を延ばして治療活動を行っていた。

b. 師団長の狙いと決断

このように、岐阜県での陸軍の支援活動は医療活動に限られていたが、医療活動も含めた第三師団兵士の震災救済活動への派遣について、第三師団長桂太郎は「自伝」の中で大略以下のよう述べている。

震災発生とともに、歩兵2連隊の兵営勤務者以外を「市民保護の任務」にあてるべく、名古屋市を二分して連隊を配置した。また工兵は「破壊家屋の開堀」や消火活動に従事させ、「残部は罹災民救護の為に炊き出し」をさせた。

これらはいずれも名古屋での活動であって、岐阜には先に見たように「衛生部隊を組織して之を派遣」したと記している。さて桂師団長がこうした命令を下した理由について、「自ら危惧の念を起さしめざるハ、士気を沮喪せしめざる一的手段」としている点、すなわち兵士が動揺して士気を喪失しないように任務を与えたのだ、としている。彼は何よりも軍隊内の士気の維持を考えて、そのために救済出動させたのであった。

しかし、桂が救助そのものを目的として軍を動かすことを考えなかったわけではない。再び自伝を見るとおよそ以下のように記している。

師団条例にハ斯る非常災異の場合を示さざれば、或ハ越権の責を免かれざる」と認識していたが、「地方鎮護の為に常置せられたる兵ハ、斯の如き災異の起りたる場合に於てハ、此に応ずるの処置を為すべきハ勿論」であり、自らの責任で実行すべきか、「条例の命ずる所に随ひ、地方官の要求を待て平々凡々初めて手を下」すべきか、判断が分かれるところであるが、「自ら責を引て所信を実行」した。

これによれば、軍の動員は師団長自身の責任で行ったものだとしているが、岐阜への軍医派遣は岐阜県知事からの要請に基づいて行ったのであるから、この記述には文字通りに受け取れない部分がある。しかし、ここで重要なことは、師団の規則には災害時にどう対処するかについての規定が何もなかったという点である。地方官（県知事）の要請で軍を動かすという場合の地方官の要請とは、「地方の擾乱若ハ事変」があった場合であって、災害救済の要請は想定されていなかったのである。

したがって、師団条例には規定がない震災での出動を、師団長が自らの判断で命令したということを強調していることはいなづける。

さらに、今回の災害出動が軍と市民との間を近づけ、軍が市民から敬愛される存在になったと評価していることも、自画自賛という点を差し引いても見逃せない。

従来は師団と市民との親ミ薄く、唯鎮台さんと称し、或部分よりハ厄介視せられし有様なりしが、此時よりして名古屋は第三師団の衛戍地に在り、衛戍兵なるものハ非常異変の際にハ我々を保護すること此の如し、是恒に敬愛せざるべからざるなりとの感覚ハ、一般市民の脳裏に印せられたり

c. 軍医と住民

軍医による治療が、それまでの住民の軍医への不信を取り除く上で大きな役割を果たしたことは事実であった。岐阜市の加納治療所では陸軍軍医学会派遣の軍医が治療にあたったのであるが、はじめは人々の中に「軍医ノ治療ハ快活ニ失ス進テ治ヲ求メンカ必ヤ截除ノ難ニ遇ハン」と軍医への不信感を抱く者があって、加納町以外から治療所を訪れる者はほとんどいなかったという。しかし、膏薬を貼るだけといった民間医療では治癒しない人や、治療費が払えなくて民間の医療機関に行けない人が、軍医のいる加納治療所を訪れ軍医の医療技術の確かさを知ることを通して、治療所への信頼が徐々に高まっていったという。つまり、軍医の診療を通して、人々の「近代医療」への信頼は高まっていったということであったが、それを通して上記のような軍に対する住民の親近感も生まれたに違いないのである。

第三師団から派遣された軍医が治療に専念した根尾村では、師団長桂太郎に感謝状を贈り、軍医が「療医懇切慰撫周到死者ヲシテ復タ起タシメ枯骨ニ肉ヲ生セシメ」と治療活動に感謝の念を表したのであった。

このような事例から推して、第三師団が震災救済活動に従事したことを通して、地域住民の師団に対する親しみや信頼感が高まったことは事実と見てよいだろうし、また、これを契機に師団の任務の中に、災害時における救済活動が加えられていったことも想像される。

以上のような、震災が契機となって軍隊の活動自体や軍と住民との関係が変化していったという事例は、軍だけではなくほかの組織自体も住民との関係も、震災を契機にして変化していったことを推測させるものである。

d. 地震と世直し

「世直し」は主体的、「世直り」は傍観者的と、両者は意味が異なるし、また、何をどのように「直す」のか、あるいは何が「直る」と期待するのかは人によって様々であろう。しかし、内容はともかく、濃尾地震が人々の暮らしや意識に、また、機構や政治に様々な変化をもたらしたという意味では、濃尾地震はまさに「世直し」ないし「世直り」であったとあってよい。近世以来、人々はそのことを肌で感じ取って言い伝えてきたのであるが、濃尾震災においても流言という形で流布されていた。しかしそ単なる流言ではなく、請願運動や西別院事件、農民運動などという形で「世直し」が実践されたのであった。

第2節 愛知県の被害・救済

1 地震の発生と愛知県の被害

(1) 地震の発生と直後の状況

1891（明治24）年10月28日午前6時38分50秒、愛知県名古屋一等測候所の地震計は激的な震動を記録した。同測候所は、当時、名古屋市南武平町（みなみぶへいちょう）（現在は中区武平町）におかれていた。震源地の岐阜県本巣郡根尾村から直線距離にして約70km離れている場所である。同測候所は、地震から約1時間20分後の午前8時に最初の報告を出している。それによると、地震は「初発ヨリ強烈ノ性質ヲ示」した。そして、上下動が約4秒、水平動が6秒続いた時点で地震計は破損し、観測不能になったという（『名古屋測候報告』明治24年10月24日）。

1887（明治20）年、愛知県は、県庁内に雨量計と簡易地震計を設置し、独自の観測を行いはじめた。それと同時に、県下の郡区役所に気象報告委員をおき、様々な気象現象を報告する体制をつくった。しかし、より精密な観測体制を整備することが望まれ、濃尾地震の前年、1890（明治23）年7月、名古屋一等測候所が設置されたのであった（『新修 名古屋市史』第5巻）。

この測候所の地震計は、地震前日の10月27日、震度4の地震を2回にわたり観測していた。そして、その翌日10月28日、愛知県は、この地震計が観測不能になるほどの強烈な地震に見舞われたのである。

この地震の報は、東京にも伝わり、「一昨朝の地震は東京にて左程に感ぜざりしが関西地方は岐阜愛知地方を中心として非常の強震にて其被害は特に甚しく人家の倒潰（とうかい）人畜の死傷、夥（おびただ）しき〔以下略〕」（『中央新聞号外』明治24年10月29日）と新聞の号外は報じた（岐阜・愛知も関西地方の一部ととらえられている点が興味深い）。

また、この地震は、多くの余震を伴うものであった。前日に続いて29日午前6時に出された名古屋測候所の報告は、発震以来、余震が頻々として起きたことを伝えている。「同日午后一時ヨリ只今迄十七時間ニ大小二百三回ノ震動ヲ感ジタリ」（『名古屋測候報告』10月29日）。特にこの報告は、今回の地震は、安政大地震よりも「甚シト云ヘリ」（同前）と結論づけている。安政大地震が起きたのは安政2（1855）年である。これより36年前のことであり、社会の中では、まだまだその記憶は生々しかったのであろう。

この地震の被害状況については、地震が起きた当日から、愛知県をはじめ様々な機関が緊急の調査を行っている。特に愛知憲兵隊本部は、東京の憲兵隊司令部宛に、地震の当日から「震災報告」を送っている。単に資料の残存という条件によるのかもしれないが、最も初期の調査・報告を系統的に行ったのが、憲兵隊であることは、この時期の公機関による情報収集のあり方を示しているのではなかろうか。

この憲兵隊の最初の報告は、地震の当日（午前中と思われる）に出されている。この報告は憲兵隊のあった愛知郡熱田町（現在は名古屋市熱田区）の状況を報告している。民家200戸と寺数か所が倒壊して、負傷者約200名・死者30名以上が出たとしている。また、「死傷者ノ最モ多キハ尾張紡績会社（夜業中）須賀町光徳寺（人民参詣中）其他内田町並（ならびに）羽城トス」（『震災第一回報告』）ともしている。

最初の報告では、憲兵隊のあった熱田町周辺の被害しか報告されていない。しかし、同日午後4時に出された第2回報告では、調査が進展し、名古屋市や西春日井郡の状況が報告されている。それによれば、名古屋市については「市街ノ有様ヲ見ルニ大概被害ナラザルハナシ」であり、壁が落ち倒壊している家屋も多い。また、被害の大きいのは県西部・北部であり、「枇杷島町新川町辺〔いずれも西春日井郡、現在清須市—引用者〕ハ尤モ惨状ヲ極」め、「家並倒レ殊ニ失火アリ」（『震災第二回報告』）という状況であった。

さらに、午後8時に出された第3回報になると、「紡績会社〔尾張紡績—引用者〕ニテハ負傷者九十七名但重傷者多シ、即死三十名程未ダ二三十名ハ所在不分明、多分煉化〔煉瓦—引用者〕石ノ下ニアル見込」（『震災第三回報告』）というように、調査の進展に伴い、かなり具体的な報告がなされている。この紡績会社＝尾張紡績は、名古屋市内にあり業績が順調に伸びていた名古屋紡績に対抗して、1887（明治20）年、奥田正香等名古屋近郊の財界人が出資して設立した県下有数の紡績会社であり、震災の前年1890（明治23）年9月に愛知郡熱田尾頭町に1万5,000錘の工場を完成したものである。それが今回、大きな被害を受け、女工たちが犠牲になったのであった。

他方、『新愛知』『扶桑新聞』等、名古屋の新聞各社もそれぞれ震災後の初期の段階から調査・取材を行っている。そうした取材記事の一つ、11月1日の『扶桑新聞』掲載の白水山人「惨状実見の走書」を見てみよう。

この記事は、地震が止むと、「腕車〔人力車—引用者〕を飛ばし当市中を始め南は熱田町に西は枇杷島町の西端なる新川まで親しく実地に就き惨状を目撃」した、その実見記である。

当日寓居を出て本社〔名古屋城近くの本町にあった—引用者〕に赴くの途中屋瓦は落ちて街衢（がいく）〔街中の通り—引用者〕の両側に堆積し庇檐（ひたん）〔「ひさし」と「のき」—引用者〕傾き家屋倒るゝもの数個を見るや其無惨なるに駭（おどろ）きたり。之れより市街を東西南北に馳駆するに各町各戸多少の破壊と傾斜は素より数ふるに暇（いとま）なく家屋の倒潰するもの少なからず。

名古屋市内は、いたるところ家が倒壊したり、壊れたりしているような状況だったのである。次いで、この記者は、先ほどの憲兵隊の報告にあった熱田町の尾張紡績を見た後、北に向かい名古屋の中心にある第三師団本部（明治21年に従来の名古屋鎮台が改編されたものであり、名古屋城の中にあった）に車を進める。

之より車を転じて師団に入れば師団本部は殆ど大破し流石（さすが）の城門破れ城壕（じょうごう）も壘石潰崩（かいほう）して水中に落ち巾下門近傍にては大地の四五寸揺り入りたるを見る。

確かに名古屋市内は、甚大な被害を受けていたのである。同日の『新愛知』によれば、名古屋市内の被害は、家屋の全壊602戸・半壊467戸、死者150名・負傷者188名というものであった（当時の資料では「全潰」、「半潰」という表記になっているが、全壊・半壊に統一しておく）。

その後、白水山人は名古屋城から更に北に向かい（現在の名古屋市西区・北区一帯）、橋が落ちたり、家屋が倒壊したりで通行できない道を、迂回しながら西春日井郡に入るが、ここの状況は一層惨憺たるものであった。

西東枇杷島町〔正確には枇杷島村と西枇杷島町一引用者〕に至れば両側の家屋八九分通り倒れたる上出火の為焼失せし所少なからず。〔中略〕之より西新川に至る両側悉（ことごと）く倒れ失火さへありてさらに残酷を極めたり。当師団工兵其他土民の死屍を掘出す様児女の鳴哭（めいこく）する声見るも悲惨聞くも悲惨真に此の世にて地獄を見たる思いをなせり。

白水山人は、名古屋市に隣接する枇杷島あたりまでしか見なかったが、それでもこの地域の被害の大きさを実感することはできた。枇杷島以北は相対的に震源地に近く、また地盤も弱く、被害は一層甚だしいものになっていたのである。

（2）愛知県の被害の概況

震災から数日を経ると、愛知県自体や愛知県警察部等の調査があらわれる。そして、徐々に震災の全貌が明らかになり、当然ながらそれにつれて被害の数値は大きくなっていく。そうした調査・報告が一段落した11月12日の愛知県によるまとめで、愛知県の被害状況を概観しておきたい（表2-8）。

この地震の被害は、愛知県内でも地域によってかなりの差があった。「今回の地震は尾張地方に最も強くして三河地方は弱。西加茂、北設楽（したら）、南設楽、八名（やな）の五郡は人畜死傷潰家等の損害なし」と11月1日の『扶桑新聞』は述べている。そのことはこの表から一目瞭然である。県全体では死者2,347名・負傷者3,668名、家屋の全壊6万2,095戸・半壊3万6,830戸である。それに対して死者でいえば、三河の死者は10名であり、残りの2,337名は尾張なのである（なお死者の最終数値は、愛知県総務部消防防災課編『愛知県災害誌』によれば、2,459名）。全壊戸数も尾張6万192戸に対して三河は903戸である。その意味では、この地震は確かに「濃尾」地震であったといえよう。

表 2-8 愛知県の被害状況

	現住人口	死亡人員	負傷人員	現住戸数	全壊戸数	半壊戸数	全焼	半焼
名古屋市	165,335	181	801	43,873	1,914	2,527	2	0
愛知郡	123,665	154	263	25,959	2,400	1,597	0	0
東春日井郡	77,636	16	73	17,022	2,702	3,473	0	0
西春日井郡	54,554	314	440	12,053	4,059	2,193	159	16
丹羽郡	79,334	187	208	17,603	6,375	4,353	4	1
葉栗郡	30,177	247	300	6,366	5,556	1,582	9	1
中島郡	107,995	905	1,130	22,053	22,352	10,575	10	1
海東郡	84,687	297	351	17,148	8,540	3,961	5	2
海西郡	36,552	36	33	6,843	1,536	703	0	0
知多郡	145,015	0	20	31,846	293	312	0	0
碧海郡	117,938	2	21	25,055	540	646	0	0
幡豆郡	80,652	6	18	16,324	280	521	0	0
額田郡	63,868	0	0	14,955	3	2	0	0
西加茂郡	40,631	0	0	9,027	26	26	0	0
東加茂郡	27,339	0	0	6,013	0	0	0	0
北設楽郡	24,317	0	0	4,396	1	0	0	0
南設楽郡	24,980	0	0	5,080	0	0	0	0
宝飯郡	67,470	1	5	13,677	27	61	0	0
渥美郡	95,378	1	4	17,918	24	40	0	0
八名郡	28,611	0	0	5,684	2	2	0	0
合計	1476,138	2,347	3,668	318,496	62,095	36,820	0	0

出典：愛知県「震害郡市別一覧表」（明治24年11月12日調）

単位：名・戸

注）数値は原資料のまま。全壊戸数・半壊戸数は、それぞれ棟の合計と思われ、したがって中島郡のように総戸数を超える場合もある。

(3) 県内各地の被害状況

まず被害の大きかった尾張（名古屋市を含む県西部）の状況を見てみよう。

『犬山壮年会雑誌』という雑誌の第34号（明治24年12月）に北尾鼎という人物の「震災目撃出たまゝ^{ママ}記行」という文章が掲載されている。東京慈恵院の看護婦を含む4名が彼らの出身地丹羽郡犬山町（現在犬山市）等を見た、その記録である。

一行が名古屋から濃尾平野を北に犬山に向かったのは、震災から数日経ってからのことである。彼らは、白水山人同様、名古屋の中心名古屋城あたりから北へ向かい、庄内川を越え西春日井郡に入る。更に尾張の中央あたりの東春日井郡小牧町（小牧市）まで来ると、「惨状清水〔名古屋市清水一引用者〕より甚だし、上の町、横町（即ち小牧中の最良部分）の如きは十分の九以上崩壊潰倒せり、岩崎村の藤の棚又殆ど崩壊せり」というように被害は一層甚だしいものになった。そして、彼らがやっとたどりついた犬山は、木曾川をはさみ震源地岐阜県に隣接しているだけに被害は甚大なものであった。

漸く進んで犬山に入る、街上両側の家屋悉く破壊せられ、外町、名栗町の如きは全く崩潰し、砂塵の間に奔走して、跡片付けを為すものゝみ、〔中略〕余市中を巡覽するに民家の半数は崩壊せり就中（なかんずく）、上本町、中本町の如きは最も破壊少なき部分なれども、全く傾倒するか然らざれば其尚廂（ひさし）は必ず崩落し、実に見る影もなき状況を顕せり、而して新町、魚屋町、練屋町の如きは最も惨状を極め、敗瓦破梁、街上に堆積し歩行きわめて困難なり。

犬山城等も大きな被害を受けていたのであるが、この点はコラムに詳しい。いずれにせよ、尾張地域は甚大な被害を受けていたのである。

このように被害が甚大であった尾張であるが、郡ごとでかなりの差はある。被害の大きかったのは中島・葉栗・丹羽・西春日井・愛知等の郡であった。特に、中島郡では957名の死者が出ている。これは、約112人に1人の死亡となる。2番目に多い西春日井郡は314名の死亡で、これは175人に1人の死亡となる。ただし、人口比の死亡人数では、むしろ236名の葉栗郡の方が128人に1人の死亡となり実質的な被害は大きい。

また、被害の大きかった郡も、その内部の町村段階で見ると、実はかなりの差がある。先ほどの犬山町を含む丹羽郡の場合で見たのが表2-9である。この表で見ると、被害は、被害の大きかった郡においても町村ごとによりばらつきがある。岩倉村・犬山町のように30名以上の死者が出た町村もあるが、10の村では死者は0である。これらの村のうちの6村では、負傷者もない。このうち被害の大きかった岩倉村は、必ずしも震源地には近いとはいえず、全体として見ても、震源地に近いからといって被害が大きいとは限らないことが読み取れる。また、どの村もかなり多くの家屋が倒壊している。しかしながら倒壊戸数の割には、死者・負傷者も少ないように思われる。特に、負傷者はかなり少ないように見える。あるいは早朝から農作業等で屋内にいなかったということであろうか。

この地震における被害状況の調査は、死傷等の人的被害と建物の被害に集中しているが、農村部においては農地の被害も大きかった。これについての全体的な統計は未見であるが、後述する地租の減免等の措置についての県内各地の行政文書の中には、その村ごとの荒地一覧表が見出される。それを見ると各地域とも、かなり多くの田畑が土砂をかぶったり、陥没したり、あるいは逆に隆起したりし、農地として使えなくなったことがわかる。

尾張地域の中で特殊な位置を占めるのは、西春日井郡である。この濃尾地震の愛知県における被害の特徴の一つは、火事による被害が必ずしも多くはないことである。全県で、全焼は191戸である。これはこのような大規模な震災としては極めて少ない数値と思われるが、西春日井郡の場合、159戸が全焼ということで県内の全焼戸数の83%を占める。場所としては、名古屋に隣接する清洲町・枇杷島村（以上清須市）といった街道沿いの町・町場が被害の中心である。

「枇杷島清洲ノ惨状最モ甚シク家屋ノ存スルモノ殆ド稀ナリ」（前掲『震害一覧表』）というが、その大半は火災による被害だったという。憲兵隊の報告でも「枇杷島首部屯所共潰レ全焼セリ」（前掲『震災第三回報告』）ということであった。

表 2-9 丹羽郡各町村の被害状況

町村名	死者	負傷者	全壊戸数	総戸数
小折村	10	不詳	181	981
岩倉村	35	不詳	600	747
犬山町	32	不詳	296	1,631
穂波村	7	不詳	152	374
古知野村	9	9	87	290
和勝村	5	3	46	453
豊富村	2	3	89	447
山名村	11	5	127	483
楽田村	1	2	67	750
豊国村	1	4	51	301
柏森村	3	1	44	260
小口村	3	不詳	72	662
高雄村	5	不詳	156	632
羽黒村	3	不詳	52	565
善師野村	1	不詳	76	324
太田村	1	不詳	44	582
旭村	1	不詳	57	437
両高屋村	1	3	16	251
豊原村	2	不詳	121	542
時之嶋村	3	1	100	247
赤羽村	7	不詳	168	470
浮野村	4	4	151	311
青木村	2	不詳	64	344
浅淵村	2	3	132	520
多加森村	9	不詳	90	447
三重嶋村	3	2	67	495
二川村	1	不詳	27	238
豊秋村	7	不詳	176	429
秋津村	0	0	31	454
富成村	0	0	36	243
池野村	0	0	2	196
岩田村	0	1	22	310
今井村	0	0	3	223
岩橋村	0	0	18	257
栄村	0	不詳	32	335
東野村	0	0	27	307
九日市場村	0	2	17	213
嶋野村	0	2	60	238
合計	176	50	3,717	17,506

出典：丹羽郡役所「震災ニ係ル死傷者及倒家十一月一日迄調概数」明治24年

単位：名・戸

このほか、愛知郡も被害の状況としては、尾張のほかの地域とはやや異なっている。愛知郡は、現在は名古屋南部の市域に入っているが、154名の死者が出ている。被害の中心は2つである。一つは、一色（いしき）村を中心とする伊勢湾岸の地域である。もう一つは、熱田町（名

古屋市熱田区)である。一色村一帯は、庄内川と新川にはさまれ、伊勢湾に面する漁村である。この村は、伊勢湾に接する堤防が、かなり破壊されている。また、熱田町は前述のように愛知紡績会社があり、この紡績会社の倒壊によって膨大な人的被害が出たのである。

そろそろ近代都市としての実態をつくりつつあった名古屋市も尾張にある(というよりはいうまでもなく尾張の中心である)。名古屋市の場合は、人口16万という地方としては大規模な都市の「都市災害」である点が、尾張の農村部と基本的に異なっている点である(なお市制が施行され、それまでの名古屋区が名古屋市になったのは地震の前年、1890年4月のことである)。

名古屋市の場合、死者181名、全壊戸数1,914戸と絶対数としても、人口・戸数比でも尾張の農村部に較べれば、被害は小さい。20か所で出火したものの、初期のうちに消火できた点が、距離的に余り違わない西春日井郡あたりと明暗をわけた点であるのかもしれない。とはいえ全市277町のうち262町までは被害を受けているという(片山逸朗『濃尾震誌』)。

特に大きな被害を受けたのは、内祢宜(ねぎ)町・花車町・押切町・八坂町・新道町・栄町・清水町・大曾根町等々、その多くは名古屋城の北側・西側に集中している(現在の西・北・中の各区の一帯)。

また、名古屋市の場合、県庁・名古屋市役所・名古屋鎮台(第三師団)、及び学校・紡績会社・電灯会社といった煉瓦造の建築が立ち並び、かつそれらの建物に被害が集中していることが特徴であった。このうち被害が大きかったのは、名古屋郵便電信局・名古屋鎮台・名古屋監獄等々であった。郵便電信局(栄町)は煉瓦建築であったが、2階以上の煉瓦が崩壊し、出火した。当直吏員3名と集配人1名が圧死し、一時は電信が普通になった。また監獄も倒壊し、ここでも出火した。12名の囚人が圧死した。第三師団も、司令部が大破するなどの大きな被害を受けた(第三師団監督部『震災破損調書』)。

これらの被害を受けた建物の多くは煉瓦建築であったが、「煙筒は倒れ屋根は傾き所々大破して僅かに倒壊を免れたり」(前掲『濃尾震誌』)という状況であった。近代に入り東京銀座をはじめとして、煉瓦造の西洋建築による市街地の整備が行われた。しかし、このように煉瓦造の建築は、地震には弱かったのである。それに対して、木造の兵舎は被害が軽微であった(15名の負傷者が出たが、死者はなかった)。

以上、尾張郡部と名古屋市の被害を見たが、最後に三河の被害をごく簡単に述べておきたい。前述のように三河の死者は10名であり、全壊戸数も903戸である。とはいえ、額田(ぬかた)・幡豆(はず)・碧海(へきかい)・宝飯(ほい)の各郡では被害があった。殊に碧海郡の全壊戸数は540戸であり、部分的にはかなりの被害があったこともわかる。例えば碧海郡赤松村の場合、約250戸のうち35戸の住家が「大破」「全倒」とされる(碧海郡赤松村『震害被害調』)。しかし、東加茂・西加茂・北設楽・南設楽の各郡では、被害はほとんどなかった。「此の四郡ノ震動ハ稍(やや)強烈ナシリモ概ネ水水平動ニシテ人畜ヲ害セズ又家屋ノ破壊甚少ナリ」(名古屋測候所『名古屋測候所観測及各地景況』)。確かに亀裂や山崩れ等で道路が通行できなくなる等の被害はあったものの、三河地域の被害は全体としては軽微であったのである。

2 地震直後の救援活動

(1) 救援活動の開始

この地震で愛知県庁も一部は被害を受けた。しかし、地震直後から県庁にはとりあえず駆けつけることのできた職員が集合した。そして、県は、西春日井郡に5名、海東郡・海西郡に5名、丹羽郡・葉栗郡に2名、更に愛知郡・東春日井郡・中島郡、及び知多郡・碧海郡・幡豆郡・宝飯郡・渥美郡に各2名の職員を派遣した（愛知県『震災景況概略』）。現実には余り被害の大きくなかった海東郡・海西郡に5名を派遣し、被害の極めて大きかった中島郡に2名しか派遣しなかったのは、初期における情報の混乱によるものであろうか。いずれにせよ、彼らは、それぞれの地域の状況を視察し、「其災害ノ甚シキ所ニ於テハ郡衙（ぐんが）ト協議シ臨機ノ手当ニ従事」（同前）した後、復命し、状況を報告した。それを受けて県庁内には仮事務所が設けられ（余震のため室内では執務できなかったという）、震災に関する事務を執ることとなった。また、地震の状況は、電信が不通となったので最初は郵便で、電信が復旧してからは、電報によって松方正義首相や品川弥二郎内相に報告された。

当日、岩村高俊知事は、公務で東京に出張していた。岩村知事は急遽帰県の途についたが、開通したばかりの東海道線は浜松以西が不通となっており（翌日には岡崎まで開通）、浜松から人力車に乗り換え、何度も乗りつぎながら帰任したという（『新愛知』10月29日）。また同日、知事名で、「食料木材等需要ノ物品ヲ蔵匿シ或ハ慢リニ価格ヲ騰貴スル杯（など）ノ所為」（『愛知県公報号外』10月28日）、つまり物品の買占め等への注意を促す諭達が出された。

また、負傷者については、名古屋市の場合、愛知病院・好生館病院等いくつかの病院で集中的に治療を行った。しかし、医師や薬品も不足しており、「負傷者多クシテ急ヲ救フニ足ラス」（前掲『震災景況概略』）という状況であった。そこで、愛知県は、日本赤十字社に医師・看護婦の出動を要請した。

この要請に応えた日本赤十字社は、2回にわたって医師・看護婦を派遣し医療活動を行った。第1回目は丹羽郡小折村に本部と仮病院をおき、丹羽郡犬山町・東春日井郡小牧町等に出張治療所をおいて、治療にあたった。また2回目は、海東郡甚目寺（じもくじ）村に本部をおき、同郡蟹江村に出張治療所をおいた。総計1,314名が治療を受けたという（『日本赤十字社震災救護景況報告』）。なお、日赤が治療した負傷者の内訳を見ると、骨傷55名・脱臼26名・裂傷44名・切傷15名・挫傷113名・火傷7名・打撲568名・擦過症86名・捻挫24名・眼炎71名（同前）となっている。軽傷は995名、重傷は134名である（なお、これらの数字は、前述の1,314名とは一致しないがそのままにしておく）。

また、愛知医学校でも教諭・生徒を各町村に派遣して負傷者の治療にあたった。ただし、「各郡ヨリ医員ノ派遣ヲ請フテ止マス」（前掲『震災景況概略』）という状況であった。決定的に医療が不足していたのである。

他方、死傷を免れた被災者にしても、その状況は切迫したものであった。全壊あるいは半壊した家の住民たち、また余震を恐れたそのほかの住民たちは、安全と思われる場所に小屋をつくり、そこで夜露をしのいだ。名古屋市でいえば、巾下の江川以南の路上や武平町、また本町から広小路、大須観音境内等々が、市民たちの小屋掛けの中心となっていたという（『扶桑新聞』10月31日）。また、自力では小掛けできない人々のために名古屋市は250戸の簡易住宅を用意した。「今回の震災に就き名古屋市民中小屋掛の出来ざる細民の為め市役所にては市内五十ヶ所に五十棟小屋掛に着手したるが一棟十戸となし一戸三坪の割合なりと」（『扶桑新聞』11月3日）。

こうした状況は、中島郡・葉栗郡ほかの農村部でも同様であった。たとえば中島郡下津（おりづ）村からは、11月1日付で家屋が全壊したため雨露をしのげず、かつ「自ラ小家掛ヲ為スノ資力無ク」小屋掛けが困難な農家62戸から、小屋掛料の給付を願い出る旨の願書が出ている（中島郡下津村役場『下津村宛震災関係通牒綴』）。これには、それぞれ財産調書が付けられた上で中島郡長加藤純真宛に提出された。また、中島郡役所は、11月3日付で、郡内各村に対して「食料ヲ給付スヘキ人員」「小屋掛料ヲ給与スヘキ戸数」「焚出米ヲ給与シタル現人員及延日数」等の報告を要請している（同前）。

さらに、こうした小屋掛けの援助と平行して（あるいはそれ以前から）、各市町村は炊き出し等の救援活動を行った。名古屋市では市役所ほか合計4か所で炊き出しを行った。また、町村も郡役所・町村役場等で炊き出しを行った。ただし、それは十分なものではなかった。「名古屋市役所及西春日井郡役所ハ被害人民ニ焚出行届カス」（前掲『震災景況概略』）。そのため、第三師団に依頼し、市街で米を調達して炊き出しを行ったともいう。

以上、救援についていえることは、愛知県自体はほとんど救援活動を行う状況にはなかったということである。それと対照的に、名古屋の第三師団は様々な形で救援活動を行った。第三師団自体、前述のように甚大な被害を受けたが、歩兵第十九連隊は名古屋市西部の、第六連隊は東部の衛護にあたった。また同時に、工兵隊は市内や西枇杷島郡各町村の消防活動にあたった（『扶桑新聞』10月31日）。そのほか、第三師団では、この地域の予備役の召集を取り消す等、震災に対する配慮が様々な形で行われているが、これについては師団長であった桂太郎（当時中将）の意向が強く働いていた。すなわち、東京に異常のないことを知った桂は、安心し、「当時殆ど二十万に近き人口を有する名古屋市を保護せんことは、其地に駐屯する衛戍兵（えいじゅへい）の敢て座視傍観すべからざる事なり」（『桂太郎自伝』巻二）として名古屋を中心とする尾張・岐阜の治安維持活動・救援活動にあたったのである。なお、桂は、自分自身では、こうした第三師団の活動を、師団条例の定めるところの逸脱ととらえていた（同前）。そのため、後には進退伺いを出している。

(2) 松方首相の来県

愛知県は、この地震について、当日から松方正義首相に対して報告を送った。報告を受けた松方首相は、事態を極めて深刻に受け止め、それを明治天皇にも奏上した。その結果、明治天皇・皇后は、「目下ノ救恤（きゅうじゅつ）ニ充ツヘキ」（愛知県警察部『明治二十四年十月二十八日 震災記録』）ということでとりあえず3,000円を下賜した（すぐに1万円が追加された）。そして、北條氏恭侍従を岐阜・愛知の両県に派遣したのであった。北條侍従は、10月31日に名古屋駅に着き、第三師団本部で状況の説明を受け、下賜金を伝達すると同時に、県下の被害状況を視察した（『新愛知』11月1日、『扶桑新聞』11月1日）。

また、松方首相は、10月30日に臨時閣議を開き、この震災に関する方針を検討した結果、事態の重大さからして首相自身が愛知・岐阜の両県を視察することになった。松方首相は11月1日深更愛知県入りし、吉田礫在（ろくざい）（名古屋市が成立する以前の名古屋区長）の別荘（南武平町）に入った。そして、翌日、県庁で下賜金についての「天皇陛下の思食（おぼしめし）」（『扶桑新聞』11月3日）を伝えた。さらに、岩村知事から状況の説明を受け、愛知県監獄・愛知病院・第三師団本部・愛知県庁等の被害状況を視察した。このように、軍隊・官公庁の状況をまず視察したのは、政府の関心のありようを明確にというよりは、露骨に示すものではある。もちろん、それに続いて尾張紡績・熱田町羽城・愛知郡一色等を、更に翌日には枇杷島・清洲・一宮・北方等を視察し、帰京したのであった。

(3) 下賜金と国家

北條侍従と松方侍従が来県した主な目的は、天皇・皇后の下賜金を伝達することであった。この下賜金については、県内外の各紙とも宮内省よりの文書を掲げ、大きく取り上げている。

恩賜金

愛知県

其県下非常震災に付

聖上 皇后両陛下より金三千元下賜はる

明治二十四年十月三十日

（『新愛知』10月31日）

そして、翌31日は、更に1万円が下賜されることになると、各紙はこれを大々的に伝え、また、それを伝達した北條氏恭侍従の行動を逐一報道した。

北條侍従震災巡検の際名古屋市樋の口町の好生館に行つて親しく震災負傷者を訪ふ。老嫗（ろうおう）一個重傷枕を離るゝをえず。看護者右の趣〔下賜金の件—引用者〕を告るに至り忽然（こつぜん）起座合掌頂礼感涙幾十滴。曰く此様な有難き事復（また）とあらじ〔以下略〕（『扶桑新聞』11月8日）

濃尾地震が起きた1891（明治24）年前後という時期は、明治国家としては一つの画期となる時期であった。1889（明治22）年には大日本帝国憲法が發布され、更に翌年には帝国議会が開

設されたのであり、明治国家が立憲君主国家として形式を整えていった時期であった。これは、換言すれば、日本が“国民国家”として形成されていったことを示すことにほかならない。

そうした流れの中では、この天皇・皇后からの下賜金も、単に天皇・皇后が被災地に見舞金を与える以上の意味をもつものとなった。県内外の新聞はこれを繰り返し報道し、その中で天皇・皇后の「慈悲」「慈愛」を強調した。さらに、それに感応して救恤金が集められ、愛知県、また全国的な一体感が形成されるのである。すなわち、この下賜金は、天皇・皇后の慈悲・慈愛を媒介にして、日本という国民国家への帰属意識を強化する役割を果たしたという一面があるといえよう。なお中島郡一宮町長は、「上ハ忝クモ至仁慈愛ナル 両陛下ノ御救恤ヲ初メ下同胞幾千万ノ義捐ヲ受ケ、何ノ不足アリヤ」（「米人救助謝絶ノ件左案伺」11月3日、『一宮市公報』第129号）として、あるアメリカ人の救援の申し出を謝絶している。それは、救援という問題についても、国民国家という枠組みが人々に浸透しつつあったことを示すものであろうか（現実には、外国人の救援活動はかなり活発に行われているが）。

震災の後に、いくつも「地震数え歌」がつくられた。そのうちの一つは次のようなものである。

〔前略〕

十一、ひろい尾張の枇杷島の橋はこわれる家倒れ ステンシヨこわれる 自動車も

〔中略〕

十三、さつそく上から見舞いじやと 難渋者助けんと お手当てなれる コノありがたや

〔中略〕

十五、こんな哀れな大地震 日本国中の人々が 聞いて驚く コノ情けなや

十六、六十余州は広けれど 尾張と美濃ほどこわれたは 時の災難 コノ是非もない

〔中略〕

二十、日本国中新聞で 廻りてくるより皆の衆 読んで聞かせる コノ あわれさや

（杉浦栄三編『蓬左風土誌』）

この数え歌には、火災等の被害の大きかった枇杷島の状況が歌われている（「ステンシヨ」とは、東海道線枇杷島駅—現在も同名—を指す）。しかし、この歌はそうした地域の被害を歌うだけのものではない。「日本国中の人々が 聞いて驚く」、「六十余州は広けれど 尾張と美濃ほどこわれたは 時の災難」というように、日本全体の中に、尾張、また尾張での震災をおいてみるという発想を示すものである。単に地域の被害を嘆いて歌っているだけではないのである。また、逆に日本全国もこの濃尾地震に注目している。加えて、この歌は同時に「上」からの「見舞い」を歌いこんでいる。この震災は、確立しつつあった国民国家全体の災害として意識されたのであり、前述の下賜金もそうであるが、震災全体としても、人々に日本という国家単位の一一体感を与えたという側面をもつものであった。

(4) 義援金をめぐって

地震から数日経ると、中央・地元を問わず、新聞の報道も本格化してくる。これらの新聞は、各地の被害状況を報道するだけではなかった。ある場合には論説で、ある場合には記事の中で、様々な形で地震にまつわる問題についての言説を展開していることは当然であろう。例えば、『新愛知』は、29日は被害状況の報道に終始しているが、31日になると（30日は休刊）、「公義心に訴ふ」という題の論説で、先の県の論達を取り上げ、地震のために買占めがおき、物価が高騰していることを論じ、「他人の窮厄に乗じて、奇利を網し、公衆の災害を奇貨として、私計を企てんとするが如き者」を批判している。また『扶桑新聞』も、30日の号外で「被害と救恤」という評論を掲載し、官民ともに救恤に力を入れることを主張している。

それを前提として、これらの新聞社が行ったのは義援金・救援金の募集であった。まず、『扶桑新聞』は、30日に新聞社としての広告を出して、「震災救済金募集」を呼びかけた。また、『新愛知』は、翌31日に「震災被害者救恤義援金募集広告」を出し、1人10銭以上の募金を呼びかけた。新聞社を中心としての救援金募集が開始されたのである。

反面、新聞は、このように義援金に応じる人や一部の人々の「義挙」を賞賛する一方、災害を様々な形で利用しようとした人々を痛烈に批判している。

尾州知多郡の小栗某と云へる者は今度の震災を好機となし同郡産の瓦を買占めたるが其相場は百枚二円三十銭位にして平生より四倍以上の高価なりと〔以下略〕（『扶桑新聞』11月7日）。

こうした「奸商」に対しては、『新愛知』は「悪むべき商人」（『新愛知』11月1日）という評論でその取締りを求める。現実には、大工・左官、人力車夫の賃金の値上げについては警察も取締りを行っていった（『新愛知』11月5日）。また、やや事態が落ち着いてからであるが、三味線を弾いていたり、芝居にうつつをぬかしている人々も非難されることになる（「天下の憂ひを憂ひとせず」『新愛知』11月21日、「芝居とは何事ぞ」同前11月22日）。更には被災地の遊郭から娼妓を引き抜きにきた東京の遊郭関係者も痛烈に批判される。新聞は、天皇・皇后の下賜金を繰返し報道すると同時に救恤・救援を行う人々を紙面に掲載することによって救恤・救援を賞賛する一方、そうした状況を利用しようとする人々を手厳しく批判した。すなわち、新聞は、人々の善意や同情心を軸にした“正義”を形成し、さらに世論をその枠組みの中に収斂していったのである。それは、基本的には正当なものであろうが、たとえば、賃上げ等の背後にある人々の現実をやや性急に裁断しているという一面を持ち、その正義の質はやや相対化されねばならないだろう。

3 復興への道

(1) 防災への視点

以上は、地震直後の救済の動きであった。しかし、震災はより長期的な視野に立った復興活動を必要とするものであった。そうした「復興」については、震災直後からその必要性が叫ばれていた。

例えば、11月4日の『扶桑新聞』は、「市区を改正せよ」という記事を掲載している。この記事は、まず「名古屋市は人口の多く家屋の櫛比（しっぴ）し居る割合に道路狭し」という状況であり極めて危険であるとしている。そして、その上で、広小路通・栄町等々市区の改修が行われた地域では避難の効果があがったとしている。

近代都市としての名古屋の整備に力を入れたのは、吉田禄在であった。吉田は元尾張藩士で、明治維新後は大分・浦和・大宮・宇和島等を経て、1876（明治6）年、大区小区制下の愛知県第一区区長、更に名古屋市が成立する前の名古屋区区長となった。彼は、区役所（市役所）の新築、鉄道の敷設、名古屋城金鯱の保存等に努めたが、そのほかにも名古屋市広小路一帯の拡張と延長を行った。この新聞記事が避難の効果があがったとしているのは、この吉田が整備した地域のことである。そのため、『扶桑新聞』は「防火線の為震災避難の為に大に市道を改正し生命財産の安全を謀るは目下の急務」として、市の中心部の改修を急ぐことを主張したのである。

また同紙は、翌11月5日には、「震災を避くるの方法なき乎」という評論を掲載している。この記事は前段で、理学博士関谷清景の所説を引用しつつ、建築の材料・方法等に改良を加えることによって「避震の計画」を立てることを主張している。

世の工業家諸氏、大工、石工、土工、左官、煉瓦職、屋根屋等直接震災に関係ある建築工事に従事する諸氏、請ふ此の際を以て大に注意する所ありて建築上に一大改良進歩を加へ由りて以て予め震災を防ぎ震災を避くるの地を為さんことを望まずんばならず。〔以下略〕

また、『新愛知』も、この地震は、学者の研究に格好の機会を与える機会であったとして、建築学が地震に対応することを求めている（「建築学の大試験場」『新愛知』11月5日）。なお、実際に、「お雇い外人」の建築家J・コンドルが震災後の建物を視察している（『新愛知』11月3日）。翌年6月、文部省に震災予防調査会が設置されているが、これは、これらの提言が求めたものであり、こうした新聞が喚起した世論が一つの誘因になっているとはいえよう。

(2) 復興への行政の対応と問題

一方、愛知県全体としていけば、堤防・道路等の復旧を急がねばならなかった。今まで述べたように、この地震は極めて大きなものであった。そのため、その復興は到底、愛知県（また岐阜県）だけの手には負えないため、愛知・岐阜両県の知事は、国庫からの補助を申請した。その結果、11月11日に勅令205号によって、「岐阜・愛知二県下震災地方人民ノ非常ナル不幸ヲ救

済スルガ為ニ又破損セル河川堤防ノ工事緊急ヲ要スルガ為」（『官報号外』11月11日）という
ことで、岐阜県に150万円、愛知県に75万円が下付されることになった。

しかしながら、それだけの金額では復興には不足であった。そこで11月24日、愛知県会の臨時郡部会が招集された。岩村知事は、様々な復興策を提案した。これに対して議会側は、こうした状況において地方税を収税することは不可能であり、かつ膨大な復興資金を年々償還することは困難として、国庫補助によって支出すべきとの意見が出された（『愛知県会議事録』）。そして結局は、内務大臣品川弥二郎宛に「緊急土木工事費国庫補助ヲ仰グノ件建議」、及び、12月6日の本会議で「濃尾地震ニカゝル緊急土木工事費国庫補助ヲ仰グノ件」（同前）が採択されることになった。

しかしながら、その後、県の復興策は県会の議論を見る限り十分な形で展開していったようには見えない。県会の議論は、折からの郡制施行問題や特別県制実施問題に議論が移っていき、復興については根本的な議論はなされないままに終わったのである。また震災時の知事で復興案を策定した岩村知事は、病気をもって1892（明治25）年1月に非職になった。

しかし、震災の復興問題は、当然ながらその後も尾を引いたし、様々な問題も起きた。例えば地租の延納問題である。

1892年6月、「震災地方租税特別処分法」が公布された。この法律は、「住居家屋ノ焼失又ハ其ノ他ノ損害ヲ受ケタルモノハ被害ノ景況ニ依リ明治二十四年分地租未納金ハ明治二十五年ヨリ三年以内延期ヲ許スコトヲ得」（第7条）というように、地租の納付を延期できることが規定されていた。その結果、県内各地からは地租の延納の請願・懇願が多く出された。これに対して愛知県収税長は、各村個別に調査すれば極めて多大の手間がかかるとして、この審査を各郡長に一任した。そのことが特に西春日井郡で紛擾を招くことになった。

西春日井郡の場合、延納を申請したものは約600名。そのうちで延納が許可されたものは、4分の1の150人余に過ぎなかった。そのため春日井村村長の河村吉太郎は、今までも下賜金・義援金が配布されているのであり、その基準にしたがって延納を許可すべきであるとして不満をとなえた。こうした不満に対し、収税長は、あくまで郡長が実情に即して基準を決めるのが県の方針であり、それを1村のために変更できないとして要求を拒否した。その結果、河村村長は激怒し、辞表を提出し、同村の機能は全く停止し、村会議員の多くも辞職するに至ったのである。この600名のうちにはかなり多数の不在地主が含まれていると見られ、その意味では地域の側にも様々な利害が絡んでいるが、なるべく地租を延滞なく収税したいという県の方針と地域の要求とのずれを示すものであろう。

(3) 濃尾地震と小学校

そのほか、被害・復興として、大きな問題となったのが小学校の問題であった。

尾張地域を中心に小学校も大きな被害を受けた。また、校庭には被災者が集まったり、小屋掛けすることも各地で見られた。

これらの学校の状況は、様々な資料からうかがうことができるが、「震災ニテ学校々舎傾頽シ或ハ傾斜シ随テ器械書籍等ヲモ破壊シ為メ一時完全ノ教育ヲ望モ得ヘカラサル状況」（前掲『下津村宛震災関係通牒綴』）がかなり一般的だった。また、被害が甚大で、回復の見込みのない学校が130～140校にもものぼったという（「被害地方の教育を奈何せん」『新愛知』11月11日）。

これに対して、11月11日、岩村県知事は、小学校教育が「国民教育ノ事タル」（『愛知県公報』号外1891年11月11日）ことをもって、「多少ノ破損ニ止マルノ校舎ハ危険ヲ避ケ得ル丈ノ修理ヲナスカ如キ其他種々ノ方法ヲ以テ」授業を行っていくことを求めている。こうした「国民教育」を施す場としての小学校の位置づけと、天長節（明治天皇の誕生日、11月3日）に際して各小学校にあった「尊影」（明治天皇の肖像）を安全なところに移すことを求められた（「天長節」『新愛知』11月3日）ことは、相通じているが、この位置づけゆえもあって小学校の復旧は、強く求められたのである。また、実際の各市町村では、倒壊を免れた校舎を使ったり、場合によっては神社の境内等を使ったりしながら、授業を再開した（名古屋市では11月11日に授業が再開された）。しかしながら、校舎の復興にかかる財源は充分ではなく、この問題は各町村にとっても重い問題になった。

(4) 北海道移住問題

前述のように被災者への対応は、一時的にはともかく、全体としていえば、必ずしも十分とはいえなかった。そのことの一つの結果が、被災者の北海道移住であった。11月3日の『扶桑新聞』は「善後の策吾人の望」という評論をかかげている。

吾人が北海道移住開拓の急務を言ふや久し。吾人が海外移住殖民を言ふや久し。而して吾人が同胞の為に之を冀望（きぼう）するや切なり。〔中略〕天変地異は人心に向つて一方には危懼（きぐ）の念を抱かしむるを免れずと雖も又他の一方には多少冒険的氣象を惹起し来ることある者なり。此際若くは県庁若くは移住殖民会社等にして誘導助力の労を取らば必ずや一は以て邦家の為に利便鮮少ならざるべきを信ずるなり。

この評論は、被災者が「大災前の健康に復すること容易に非ざるべし」ということを前提に、被災者に対して北海道移住を勧めるものであった。また、現実には内務省も被災者のうち自活手段のないものを北海道に移住させる方針を固めた（『扶桑新聞』11月7日）。それを受けて被災地には、北海道移住を勧誘するものがあらわれた。中島郡は12月5日に、こうした誘いに軽々しく乗ることをいましめる通牒を出している（前掲『下津村宛震災関係通牒綴』）。

西春日井郡の役場文書の中には、この震災による児童の窮状を示す報告書があり、例えば、次のような西堀江村のある児童（男子11歳9か月）の窮状が報告されている。

父〔実名省略―引用者〕農ヲ以テ業トスレドモ固（もと）ヨリ小作ニシテ農業ノ隙ニハ他人ニ雇ハレ等シテ漸ク生計シ来タリシ処今回ノ震災ニテ家屋転倒セシノミナラズ家族中小児一名即死致又道具モ不残破損シ財産上多額ノ損失ヲ醸セシ〔以下略〕（西春日井郡役所『震災一件綴』）

この家はもともと貧しいところに、今回の震災で家・家財を失い、子供一人をなくしたのである。そのため、仮小屋をつくることもできないまま、「破戸障子ヲ並ベテ此ノ寒天ニ雨露ヲ凌」（同前）ぐ、という状態が続いた。この一家のような例は、決して少なくないと思われる。とすれば、先に引用した『扶桑新聞』の評論がいうように、「大災前の健康に復すること容易に非ざるべし」というのも一般的な状況であったといえよう。そこでいくつかの地域では、居住地での生活をあきらめて北海道に移住する動きが現実化してきたのである。特に、東春日井郡・西春日井郡、及び丹羽郡の小牧・八幡・東野等の18町村からは、北海道移住の動きが高まった。そのため、1893（明治26）年になると関係町村の有志が集まり、3か年で136戸の移住計画を立てられた（水谷盛光『旧尾張藩北海道開拓小史稿』）。そして、56戸が石狩郡生振に、30戸余りが上川郡愛別に移住したのであった（同前）。集団で北海道に移住したのは、これだけであるが、そのほかにも個別の動きはあったと思われる。震災は、特に中小農に対して、地縁・血縁での相互扶助的な機能を上回る被害を与えたのである。そして、そこから立ち直ることができるような政治的、行政的な援助が与えられなかったのが、この北海道移住の基本的な原因であろう。

（5）記憶の固定化

この地震は、近代に入ってから最初の大地震であり、被害も甚大であった。そのため愛知県等による公式記録のほかにも、この地震をめぐる記録・回想等も地震の直後から発表されていた。あるいは、こうした記録・著作という形をとらないまでも、個人の日記等にこの地震について書き記している人々は数知れなかったろう。また、その記憶は数え歌等によっても受け継がれようとした。

一ツとせー	広い世界に地震ほど	恐ろしいもの又とない	コノ大地震
二ツとせー	深い契りの夫婦さへ	われを先にと逃れさる	コノ大地震
三ツとせー	身一個漸く逃れても	家庫道具は皆つぶれ	コノ大地震
四ツとせー	宵の笑顔も忽（たちま）ちに	今日は戸板で青い顔	コノ大地震
五ツとせー	いつそ死だが増（まし）ぢやとて	傷をおさへて泣き叫ぶ	コノ大地震
六ツとせー	むまい食もの食ふ人も	今日は救助場の握り飯	コノ大地震
七ツとせー	何の縁故も無い人も	力の限りに義捐する	コノ大地震
八ツとせー	役所々々のひとびとも	夜昼なしに人助け	コノ大地震
九ツとせー	心ばかりは逸れども	これからどうして生活やら	コノ大地震
十ツとせー	とかく身まわり準備して	逃道まで気をつけよ	このコノ大地震

（木澤成肅・山羽義彦編『明治震災輯録』）

この数え歌の内容は悲惨さがかなり直接的な形で歌いこまれている。民衆、特に被害の多かった地域の民衆は、極めて悲惨な経験をしたのであり、これはその反映である。そして、民衆は、そうした悲惨な体験を忘却することはなかった。例えば、それは、三条村（愛西市）蓮光寺境内の「震災死亡碑」、あるいは西島村（稲沢市）恵日寺境内の「震災記念碑」等にも示されている。

記念碑等を建立しようとしたのは、この2つの村だけではない。前述の中島郡下津村では、震災から2年後の1893（明治26）年には、「震災記念碑」を建立しようという動きがあらわれ、寄付金が募られている（中島郡下津村役場『震災記念碑寄付帳』）。ただし、これは実現には至らず、寄付金は返されている。本来、記念碑・慰霊碑を建てる意思の強かったのは、恐らく被害の甚大な地域であったと思われるが、そうした地域は建立する経済力が残っていなかったのであろうか。

また、この地震を記憶しようという意思は、かなり長期間にわたって継続している。

1931（昭和6）年10月28日、一宮市（中島郡一宮町）ではこの震災の犠牲者への追悼会ならびに講演会が、市役所と市仏教会の主催で行われた。

今を去る四十年前突如として我が濃尾地方を襲った大地震は実に酸鼻を極めたものであった。

吾等は茲（ここ）に其四十周年記念日を迎ふるに当り当時を回顧して漫（そぞろ）に戦慄を覚る哀愁を感じずることを禁じることができない。お互いは常日頃よりかゝる非常時に際しては周章狼狽する所なく克く沈着冷静を以つて事にあたり火の用心に気をつけ適当な処に避難し進んでは任侠義勇の精神を発揮し己れのみ安危を顧慮せず他人のために救護斡旋する様心掛け様ではありませんか。

其の當時を追憶して十月二十八日午前六時三十八分には黙禱を致しませう

（「濃尾大地震四十周年記念日に就て」『一宮市公報』第129号）

震災から40年を経た満州事変の直後のことであった。地震の記憶はかなり長く伝えられていたのである。

これらの震災の記憶が内包する民衆の震災体験は相当に悲惨なものであった。しかしながら、今まで述べてきたように現実の救済策・復興策は、被災者＝民衆の生活へ十分な配慮を示したものだとは、言い切れないものであった。地震をめぐる記憶を様々な形で固定化しようとする動きの中には、そうした、救済する側の、あえて“目線”ということばを使うとすれば、その目線の高さに対する民衆側の様々な思いが込められているように見える。そうした問題は、この震災以後の災害でも必ずしも克服されたわけではなく、課題は後に残されたといえよう。

第3節 濃尾地震における災害救援医療

1 岐阜県における災害医療救援

(1) はじめに

a. 在京の知事震災発生を知らず

地震発生当初、東京では岐阜市や大垣市が壊滅的打撃を受けたことは知られず、中央气象台始まって以来の大地震が28日午前6時半頃発生、東海道線不通というニュースが29日の新聞紙面に出た（『時事新報』明治24年10月29日）。このとき、各県の官選知事は地方官会議に出席のため、東京に滞在していた。もちろん、激震地の岐阜・愛知の両県知事、それに福井県知事も同様であった。東京にいた知事は、小菅の監獄や横浜電燈会社の煙突が崩れてしまったほどだから、恐らく日常的に起きる地震よりは大きい揺れを感じていたはずである。しかしながら、当初知事たちは、地元でこれほどの大災害が発生しているとは夢にも想像しなかったに違いない。

しかし、国の公文書には、激震の各地から知事名で内務大臣宛に地震の電報が次々と入ってくる状況が記録として残されている。静岡県（10月28日午後12時48分発）、福井県（午後1時発）、富山県（午後2時20分発）などである。29日付けの『官報』においても、福井、大阪、愛知の各県における震災発生についての電報は掲載されているが、岐阜県の情報はこちらにはまだ掲載されていない。岐阜県から内務省への第1報は10月29日午後7時50分発の電報であった（明治24年『公文類聚』14、内務省5）。

二十八日午前六時三十七分大地震、岐阜市中家屋転倒、全市街ノ四分ノ一人畜死傷数知レス、引続き火災ノ為メ市中九分通り焼失セリ、大垣潰家九分通り、焼失七分通り、死傷数未ダ分ラス、ソノ他各郡村トモ被害甚シ……

b. 救難要請引きも切らず

岐阜県の『震災日誌』によれば、知事（当時は官選知事であり、「長官」と称されている）の留守を預かる藤尾書記官は、28日午後1時に警察部の雇員大坪俊三に、震災状況を記した報告書を持たせ、在京知事の許へ急遽上京させた。しかし、行き違いとなった模様で、小崎知事は10月30日午後11時に岐阜へ帰った。29日には知事の帰県の日程を問い合わせるとともに、岐阜市の惨状を打電し、併せて同文を内閣官報局へも送った。

地震発生の28日から知事帰還の30日深夜まで、知事の留守を預かる書記官のもとへは、県内各郡から被害報告と救済支援の要請が間断なく届いている。そのほとんどは被害の酷さと医療救済、食料緊急支援の要請である。東京の新聞社から現地へ派遣した記者はほぼ1週間後の現場の惨状を眼にして、「災害地の医療尚お足らざる可し」として、負傷者のうちでも手当てさ

えあれば、助かったはずの人が多いと嘆いている（『時事新報』11月5日）。それほどに死者はもちろん、負傷者が目に付いた。

（2）各地からの医療チーム

a. 災害医療の最初の実践

さて、岐阜県の『震災日誌』（10月28日から12月31日間）の記事全体を見ると、表2-10に示したように、医療関係の記事が圧倒的に多い。10月は28日から4日間しかないから、12月までといっても実質11、12の2か月の記録である。この間の記事全体565件のうち、救療は109件と圧倒的に多い。これはそれだけ、医療関係のことが災害現場で懸案の課題であったことを物語っている。特に、その中心的記事は各地からの医療チームの派遣要請に関する事柄である。

地震発生から10月末の4日間で医療派遣関係の記事は24件に及ぶ。震災発生当日10月28日の緊急救済を含む医療関係記事では、加納町、大垣町へ病院医員派遣、安八郡、海西郡、不破郡、多芸郡など各郡からの救難要請が五月雨式に県庁へ届く中、救難所を設置、内務、警察の担当者を配するなどのことが見られる。29日は在京知事の随行員から地震の様子を至急知らせるよう電報が届いた。宮内庁からは勅使来県旨の旨通知があった（写真2-11）。続いて、日本赤十字社へ医員派遣、名古屋第3師団へ医師4～5名の派遣要請を行っている。

30日には、前日の要請に応じて、日赤から救護員10名を派遣する旨の皇后からの内意が示され、併せて佐野進日赤社長より、医員3名、看護婦6名、事務員1名を岐阜へ派遣する旨の電報、帝国大学総長からは医科大学教授佐藤三吉、ドイツ人医師スクリッパが助手、学生を連れて来県するなどの電報が届いた。そして、30日の午後には第3師団の軍医、愛知県病院医師が生徒5名を連れて来県し、留守官は、救援医療隊を地震による倒壊、火災発生の被害の大きい笠松・大垣へ差し回した。生命保険会社もこの頃企業として設立されたばかりであったが、保険加入者だけでなく、一般への救療目的で医師の派遣を通知してきた。

翌31日には、宮内省からは侍医1名が派遣、京都病院医師6名、大阪医学校病院外科医長及び実習生10名、兵庫県から医師3名の派遣などの連絡が入った。

岐阜県がまとめた「震災誌草案」医療の項によれば、他県から救療に駆けつけた医師は228人、薬剤師26人、看護人・看護婦51人他に事務員を加え313人であった。県が設けた治療所や自宅、巡回医療を篤志（ボランティア）あるいは囑託を受け医療を施した県内の開業医師の数は204人、薬剤師、看護人・看護婦を加えた総数は267人であった（写真2-12）。

表 2-10 震災日誌に見る記事の推移

全項目	月	地震報告	被害報告	地震調査	視察	救難	救療	復旧	行政	恩賜金	義援金	学校	勅使	見舞	写真	救助願	2次災害	不穩	勅令	震災誌
119	10	3	40	2	3	9	24	12	3	7	1	2	8	9		0	0	0		0
291	11	3	13	10	16	19	56	12	38	19	9	2	8	17	9	33	0	9	3	0
155	12	0	2	1	3	13	29	17	24	0	10	4	0	2	1	18	8	0		2
565	計	6	55	13	22	41	109	41	65	26	20	8	16	28	10	51	8	9	3	2



写真 2-11 北方治療所 (宮内庁書陵部所蔵)

宮内省から派遣された侍医の治療所



写真 2-12 岐阜病院 (岐阜県図書館所蔵)

岐阜県における災害医療の中心となった岐阜病院

b. 勅令205号救済金10万円の使途

治療所は、1市11郡に28か所設けられた。治療所の場所、開設時期、閉鎖時期、患者数などを表2-11にまとめた。地震発生の10月28日から漸次設置され、翌1892（明治25）年3月半ばまでに閉鎖された。被害の甚大ない地域、及び周辺の治療機関の有無などを勘案して設置された。出張所とあるものについては、入院用の施設を持たないものと推定される。開設期間は、岐阜県病院内に設けられた治療所のように、当該地域の中心的役割を担った治療所は最大で135日間、最短で11日間である。治療所の延開設日数は1,988日であった。年内に閉鎖した15か所、翌年まで持ち越されたものが13か所であった。すべての施設の患者総数は1万3,881人、うち治療所に入院した患者は751人、全体の5%に過ぎなかった。このうち、治療中に死亡したものは95人。患者の多くは打撲、挫傷、骨折などであったが、消毒薬不足の状況で「往々化膿シ蛆虫ヲ生ズル者」（『震災草案』医療）もいたとある。また、震災の劣悪な環境下に食料不足、飲料水の欠乏などが重なり、12月初旬より羽栗、大野、本巣郡で腸チフスが発生、蔓延する傾向が濃厚となったため、避病院9か所が設置された。ここに収容された患者数は329人、このうち死亡患者31人とされている。

救援医療チームは、『震災日誌』上で岐阜県とのやり取りが判明するのは、京都、兵庫、大阪、滋賀、福岡、奈良、埼玉などの各県、及び医学講習生を抱える団体や個人的なボランティアの医師、薬剤師であった。当初は、医療機器、薬剤などを携行し駆けつけたが、「篤志」で遠隔地から来た医師たちも、11月の第1週を過ぎる頃から、滞在費、待遇などの面で問題が起きた。大阪府は、早くも10月31日には大坂医学校病院外科医長と実習生10人派遣の申し入れがあり、11月1日に岐阜に到着、また6日には実習生疲労につき交代要員20人の派遣など、医学実習教育の目的を兼ねているとはいえ、当初から県が熱心に救援隊として送り込んできていた。しかし、滞在費用が自己負担となれば、11月7日には即日引き上げると通告してきた。陸軍軍医学会の軍医派遣についても、当初予定の滞在日程を超過する場合には滞在費、医療材料費について岐阜県負担を条件とする旨、軍医総監石黒忠憲からの電報などが記録されている。

こうした問題は、11月11日の勅令205号による150万円の岐阜県への救済金・堤防工事修築費が交付されることになり、一挙解決されることになった。13日には早くも救済金に充当される予定の10万円のうちから、仮病院医員宿泊所設置費1万5,000円、医員手当2万5,000円、難民救済所4か所2万5,000円、被災者家作木材伐採料1万円に当てたい旨内務大臣宛に上申している。翌14日には被災者のうち、自助能力のない人々の救済保護と施療を目的として、救済本部（県庁内）と支部8か所が設置された。救護、医務、会計の各掛が置かれることになった。この時期以降、時に応じて医員に対して、慰労のため、酒及び牛肉缶の贈与が『震災日誌』登場するようになる。それに至るまでの事情について『震災草案』では次のように説明されている。

- ① 当初、治療器械、薬品を購入、病室治療室の建設などの臨時費用を支出する財源は義援金を当てた。
- ② 11月11日の勅令205号以降は、治療費、患者の食料などはすべて、この救済費から支出することになった。
- ③ 皇后の内諭によって東京慈恵医院幹事会から6,000円の義援が寄せられ、11月16日より岐阜県へ分与された4,000円も治療費に充当された。
- ④ 治療代は無料として、震災の負傷者は施療を受けることができたが、多くの場合治療代が掛かると考え、治療を受けない者もいた。

要するに、緊急に必要な負傷者の治療などについての出費は、凶作対策として設けられた備荒儲蓄金では全く対応できなかったが、民間からの義援金は費目を限定していないから、臨時救助に必要な多様な出費の捻出が可能であったわけである。しかし、濃尾地震の際には、救済にかかわる支出で大きく変化したことがある。それは、3年前に発生した磐梯山噴火の際には、天皇による恩賜金も他の救助金と一括して処理されていたが、今回の濃尾地震に際しては天皇・皇后、それに皇太后の恩賜金合わせた1万4,000円について、宮内省から被害戸へ平等に与えるようにという注文が付けられた。この指示に基づいて、岐阜県は被害各戸へ1軒15銭宛配当することにした。また、各戸には受取証の提出が求められている。この事務量や義援者に対する礼状なども含め、事後処理には予想外の費用と時間が費やされたことになるが、この恩賜金は今回医療費に充当することはできなかった。皇后の内諭によって東京慈恵医院が主催した6,000円の義援金は、12月以降、各治療所薬品、人件費（医師一日25銭、看護婦20銭、患者15銭、付き添い人12銭）に支弁されたことから、こうした治療費の不足を補う目的で設けられたものではなかったかと推定される。

表2-11 治療所の開設・閉鎖

no.	治療所名	所在地	設置月日	閉鎖月日	開設期間	患者数(入院)
1	岐阜治療所	岐阜市今泉病院	10.28	25.03.10	135	2013(130)
2	近ノ島治療所	厚見郡近ノ島村	11.03	25.01.10	69	565(49)
3	黒野治療所	方郡黒野村	11.01	24.12.10	40	259(-)
4	加納治療所	厚見郡東加納町	11.05	25.01.10	66	1060(73)
5	芥見治療所	各務郡芥見村	11.05	25.01.10	66	125(1)
6	鶉沼治療所	各務郡鶉沼村	11.13	24.11.23	11	138(-)
7	笠松治療所	羽栗郡笠松町	11.03	25.02.29	119	808(21)
8	竹ヶ鼻治療所	羽栗郡笠松町	10.31	25.01.20	82	682(32)
9	市ノ枝治療所	中島郡市ノ枝村	11.08	25.02.29	112	118(6)
10	高須治療所	下石津郡高須町	10.28	24,12,20	54	239(35)
11	大垣治療所	安八郡大垣町	10.28	25.03.10	135	2375(136)
12	今尾治療所	安八郡今尾町	10.28	24.12.31	65	421(41)
13	墨俣治療所	安八郡墨俣村	11.03	24.12.31	59	616(-)
14	古橋治療所	大野郡古橋村	10.31	25.01.10	72	553(34)
15	美江寺f出張所	本巣郡美江寺村	11.01	24.12.07古橋治療所へ 合併	37	142(-)
16	本田出張所	本巣郡本田村	11.02	24.12.03古橋治療所へ 合併	32	84(-)
17	日置江出張所	厚見郡日置江村	11.04	24.11.25古橋治療所へ 合併	52	77(-)
18	佐波出張所	厚見郡佐波村	11.04	24.12.07古橋治療所へ 合併	34	66(-)
19	長嶺治療所	本巣郡長嶺村	11.15	25.01.10	57	292(22)
20	樽見治療所	本巣郡板所村樽見	11.16	24.11.23長嶺治療所へ 合併、24.12.02閉鎖	17	287(10)
21	北方治療所	本巣郡北方町	10.28	25.02.29	125	828(50)
22	穂積治療所	本巣郡穂積村	11.02	24.12.27	56	322(-)
23	日当治療所	本巣郡日当村	11.27	24.12.27	31	169(23)
24	上願治療所	山縣郡上願村	11.03	25.02.29	118	880(35)
25	高富治療所	山縣郡高富村	11.02	25.02.29	119	175(16)
26	太郎丸出張所	山縣郡巖美村	11.01	高富治療所より出張治療 25.01.20閉鎖	81	214(-)
27	十王出張所	山縣郡西深瀬村	11.06	高富治療所より出張治療 24.12.02同治療所へ合併	27	78(-)
28	関治療所	武儀郡関町	11.05	24,11,05日赤仮病院として開 設、12.01関治療所と改称、 25.02.29閉鎖	117	295(37)
合計					1988	13881(751)

出典：歴史資料館蔵『震災誌草案』医療

2 愛知県の災害救援

濃尾地震の災害救援の実態については、岐阜県の項で既に述べたところでもあるから、ここでは愛知県における医療救援の実態の一部に触れるに留める。

表2-12に見られるように、病院その他の救療施設28か所で治療を受けた負傷者は7,852人、動員された医者は231人（ただし、原表では291人）、看護人は82人（原表では85人）であった（『震災予防調査会報告』2号、明治27年）。岐阜県の場合とは異なり、原資料には担当医療機関などが記入されているから、ここから医療活動について推定することが可能である。

表2-12 愛知県における救療所について

no.	治療所	担当者・機関	医員数	看護人数	施療患者数	日数
1	名古屋市愛知病院	愛知病院	9	6	227	170
2	名古屋市好生館	好生館	8	8	214	96
3	名古屋市泥江町	開業医	3	2	74	14
4	名古屋市盛徳寺	愛知病院	1	1	5	33
5	熱田町正覚寺	開業医	5	4	84	80
6	熱田町誓願寺	開業医	4		34	80
7	熱田町警察署	開業医	2		33	80
8	愛知郡下一色村	開業医	3		78	65
9	愛知郡柳森村	開業医	2		40	40
10	愛知郡日比津村	開業医	1		31	43
11	東春日井郡小牧村	陸軍軍医、開業医	8	3	185	50
12	西春日井郡枇杷島町	愛知医学校、好生館	13	1	727	59
13	西春日井郡新川町	東京私立赤坂病院、好生館	6		35	5
14	西春日井郡清洲町	好生館	6		99	16
15	丹羽郡小折町	赤十字社、陸軍医、開業医	10	11	276	78
16	丹羽郡犬山町	赤十字社、陸軍医、開業医	11	7	226	74
17	丹羽郡岩倉町	赤十字社、陸軍医、開業医	7	4	198	55
18	葉栗郡黒田村	帝国医科大学、陸軍軍医	17		742	77
19	中島郡稻沢町	第一高等中学医学部、愛知病院	21	4	463	73
20	中島郡一ノ宮町	帝国医科大学、陸軍軍医、第一高等中学医学部	13	2	640	79
21	中島郡三宅村	第一高等中学医学部	2		104	10
22	中島郡越村	帝国医科大学、日本生命会社、東京慈恵医院、愛知病院、開業医	11	3	388	52
23	中島郡祖父江村	東京慈恵医院、愛知病院、開業医、第一高等中学医学部	11	9	643	61
24	中島郡奥村	東京慈恵医院、愛知病院、開業医、第一高等中学医学部	18	2	619	54
25	海東郡津島町	岡崎支病院、愛知病院、名古屋市開業医、群馬県開業医	22	10	825	56
26	海東郡蟹江町	赤十字社、好生館、開業医	6	1	73	14
27	海東郡甚目寺村	赤十字社、愛知病院	5	5	411	52
28	海東郡横須賀村	岡崎支病院、愛知病院	6		108	11
		計	291	85	7582	1577

出典：『震災予防調査会報告』2号、47～50頁、明治27年

*231

*83

注）*は原表の合計値

さて、治療所が設けられた場所は当然、負傷者も多く発生した地域であった。開設期間、担当医療機関、治療人数などを一覧すると、治療所開設期間は最も短い5日間から、愛知県医療の中心的存在であった愛知病院における約半年に及ぶ開設期間まで、長短様々であった。開設延日数は1,577日で、岐阜県の場合より約400日少ない。開設期は地震発生当日のケースも少なくないが、赤十字社、帝国大学などの医療チームは東京から派遣されたため、10月31日あるいは11月はじめに開設しているものが多い。また、翌年にまで治療所を開設していたものは全体の28治療所のうちの10か所であり、その他は、11月末あるいは12月末までにはほぼ治療所を閉鎖、患者を近くの治療所へ移している。概して、愛知病院、軍医学会、帝国大学医科大学、東京慈恵医院など、医者を多く投入できた組織的医療チームは多くの負傷者治療の実績を残したといえる（写真2-13）。

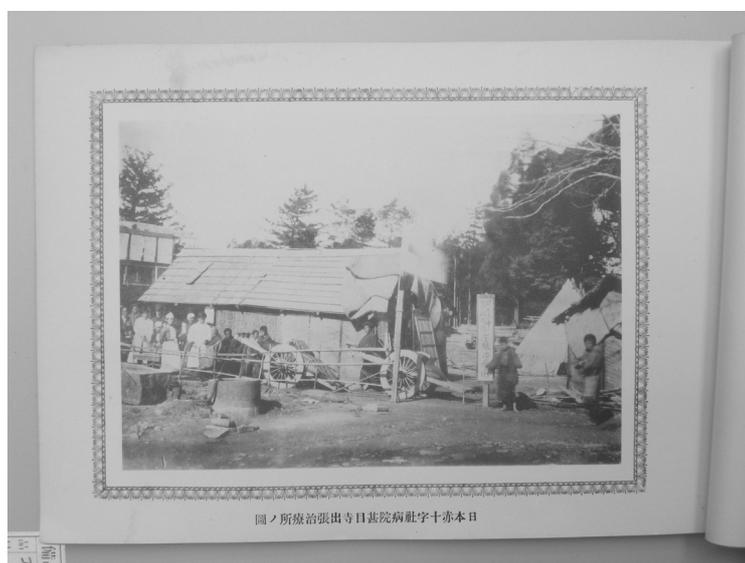


写真2-13 好生館（岐阜県図書館所蔵）
愛知県好生館の医療活動

a. 医療活動の実践と災害救援

その治療の詳細は、ほとんどの所では不明であるが、この表でわかることは、医療機関ごとに市町村別の担当区域を定め、医者、あるいは医学生、あるいは地元開業医も参加した救援医療が実施されたことである。しかし、岐阜県の場合には、帝国大学医科大学、赤十字社などが引き上げた後には、地元の開業医が患者の治療を引き受ける形態であったこと、また、当時、西洋医学の基礎を身に着けた医師が少ない段階では、外科手術は帝国大学や日赤医療チームなどの西洋医学の基礎的教育を受けた医者が担当し、軽症患者は開業医などが担当するという役割分担があった。したがって、医療チームの混成群編成で医療行為を遂行することは困難であったのではないと思われる。さらに、医学教育としては、後発の帝国大学医科大学が帝国大学令（1886年）の公布によってドイツ式医学を基本として出発したのに対して、幕末あるいは明

治初年に既に医学校の基礎を築いた長崎、大阪などにおかれた医学校などは蘭医あるいは招聘された外国人医師の出身国の医学教育に基づく教育、医療活動を基本としていた。例えば、長崎医学校は江戸時代以来西洋医学教育の中心であり、明治元（1868）年には長崎医学校となった。大阪医学校は、慶応4（1868）年、蘭医ボードウィンを招いて開設した大阪府仮病院から出発し、明治2（1869）年、大阪医学校となり、西南戦争の負傷兵の治療という軍陣医学の伝統を持っていた。こうした伝統を持つ医学校が改正教育令（1886年）に基づき、高等中学校医学部に編成替えされた。岐阜県病院は及び岐阜医学校は1875（明治8）年成立、改正教育令（1886年）によって、医学校は施設の充実を図る財政的余裕を欠いたため廃校となったが、岐阜病院は地方の中核医療を担う治療機関として存続した（『岐阜大学医学部三十年史・付属病院百年史』、同編纂委員会編、昭和52年）。愛知医学校は愛知病院の教育機関として、改正教育令（1886年）が公布されるまで存続したが、岐阜と同様に医学校は廃校となり、病院のみ存続した（厚生省『医制八十年史』記述編、昭和30年）。濃尾地震時にはこうした学制の編成替えによって、地方の医学教育が帝国大学との間に画然たる差がついた時期であった（『大阪大学医学部伝習百年史』臨床講座・診療部門、同刊行会編、昭和35年）。

大阪医学校は、西南戦争での軍陣医学の先鞭を付けたという自負を担って、災害医療現場へ多くの実習生を派遣してきたのである。したがって、すんなりと救援医療の混成チームが、実をあげるといような環境にはなかったと推定される。次の項で触れる日本赤十字社の医療活動の本社への報告においても、病院を設立したばかりの日本赤十字社が、いかにして災害現場の医療活動で日赤の名を揚げるか腐心したことが述べられている。こうした事実を踏まえると、この時期の社会医療活動に賭けるそれぞれの思惑の底には、整備されつつある近代医療体制で派生した矛盾やひずみが反映されているのである。そして、それがまた、地震が続く困難な中での医療実践の原動力ともなった。

3 救援医療の実例から

以下では、最も組織的な派遣が行われた例として、日本赤十字社、陸軍軍医会、滋賀県開業医組合の場合について簡単に見ておく。いずれの団体についても、震災地への医療救援の派遣は初めてであり、取り組みの経緯が実践的熱意に満ちて記録されている。

(1) 日本赤十字社

日本赤十字社は周知のように、西南戦争の際の博愛社から発展し、1889（明治22）年にジュネーブの国際赤十字連盟に加盟した組織であり、そもそも戦時救護を設立の主たる目的としていた。しかし、もちろん、戦時救護だけでなく、災害医療救護派遣の事例も少なくない（『日本赤十字社史稿』）。既に、「変災医療救援」として、3年前の磐梯山噴火のときにも医員3

名、看護人数名を派遣した実績をもっていた。しかし、濃尾地震のときには、既に設立された日本赤十字社の病院が医療救援活動の中核となっていて、医師、看護人総勢33人が現地へ派遣された。地震発生当日の28日にまず愛知県から要請があり、包帯薬品などを携えて同日医員2名、看護婦4名が出発した。次いで同日の夜、岐阜県からの要請があり、30日に医員3名、看護婦6名、事務員1名を派遣した。続いて救護員不足、さらなる派遣が要請されたので11月3日に愛知へ医員3名、薬剤師1名、看護婦6名、岐阜県へ医員2名、調剤師1名、看護婦4名を追加派遣した。

以下は、現在愛知県日本赤十字豊田看護大学にある、当時の日赤本社への報告原本によって知られる医療活動の実態である(写真2-14)。

a. 岐阜県関町治療所

岐阜県大野郡古橋村に仮病院を設け、ここを本拠として、本巣郡美江寺村、厚見郡佐波、日置江に出張所を設け、武儀郡関町に分派病院を置き、周辺村々を巡回、軽症者はその場で治療、重傷者は入院させた。関町治療所からの報告は詳細を極め、施療の内容に限らず、医療を受ける人々の状態、反応にも眼差しが行き届いて、当時の新聞や公式の報告には出てこない内容をうかがうことができる。例えば、最初のうちは、関町の仮治療所は藁葺の仮小屋(奥行4.5m×間口36m)を3室に区切り、小屋の上には日赤の旗を立てた。まるで見世物小屋のようだと述べている。また、当時の状態は余震が続き、人々も竹藪などに仮小屋を設えての生活で、また、土地の習慣で入院する者が少ないが、「今回を好機とし、本社の功德をしらしめんと」したいと述べている。多少傾いた小学校を修復して仮病院とすることにし、門表にも赤十字社仮病院の表札を掲げた(11月11日報告)。本格的な治療活動が開始されると、遠方からも入院患者が来るようになったが、それは食事や寝具の供与があるからだという(11月17日)。しかし、警察署が管轄区域を回り、負傷者がいないか調査し、治療活動に協力的であるという。民間で信頼のある浅井膏薬を体中に貼り巡らした患者には、テレピン油で拭き落とし、体を清潔にすることから始めねばならないと嘆いてもいる。治療活動のうち、医員の最も関心の高い切断手術については、13人に施術したがそのうち8人が死亡し、好成績は得られていないと報告している。やがて、開業医3人も外来患者の治療に参加し、その妻は看護婦の役割を果たした。12月1日の引き上げを目処に治療の必要な患者の措置を開業医、その他の病院に託した。

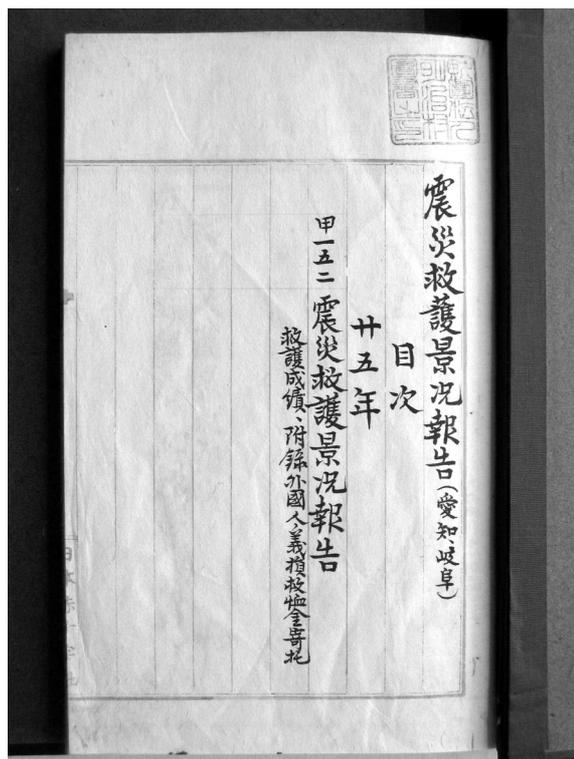


写真2-14 日赤報告書表紙

(日本赤十字豊田看護大学寄託資料)

日赤報告書原本表紙

京都日赤支部から派遣された第3高等中学校医学教諭・京都府療病院長ら医員3名及び助手医員3名、事務員1名の7名が大垣に本拠を置き、仮病院で治療した。ここには、同志社病院院長ベルリー、京都府団体医会からの派遣医が合同で治療に当たった。

岐阜県では11月31日に民間の医師に治療を要する患者をそれぞれ引き渡し、愛知県の場合は11月26日陸軍軍医学会へ託し、赤十字社の派遣治療を終了した。したがって、治療期間として1か月弱というところであった。

この間の治療費、医員手当てなどは、日赤本社に寄せられた支部会員による義援金2,700円余で賄われた。義援者の中で特筆すべき例として、オランダから派遣されて長崎にきたシーボルトの息アレクサンドルが1892（明治25）年1月より4週間、ベルリンの美術博物館において義援金募集の目的で美術展覧会を企画し、日本円で2,873円余、ベルリンの国際赤十字支部ウオルフソン氏が中心となり義援金を該地で募り、日本円にして2,300円余、合計5,214円余を送金してきた。これを被害率に合わせ、岐阜・愛知にそれぞれ配分した。両県とも、死亡者、負傷者を基準にこれらの義援金の配分を行った。写真は、日赤の原資料に綴じられていたA. V. シーボルトの自筆の手紙とベルリンで開催された美術展覧会の広告である（写真2-15～2-16）。

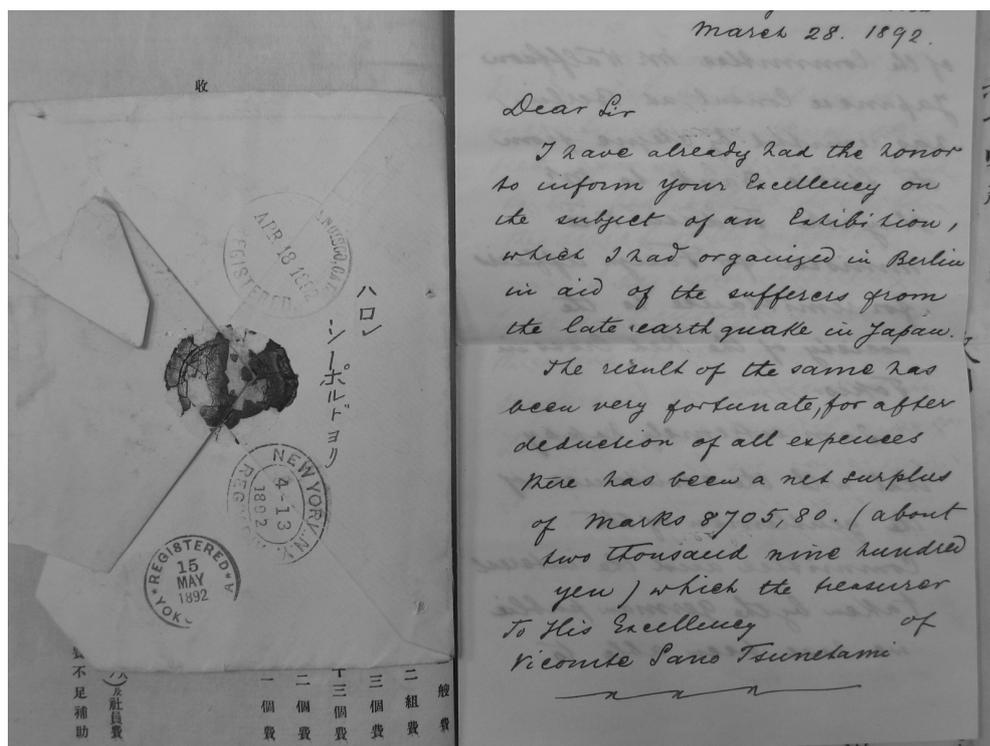


写真2-15 シーボルトの手紙

（日本赤十字報告書、博物館明治村所蔵 日本赤十字豊田看護大学保管資料）

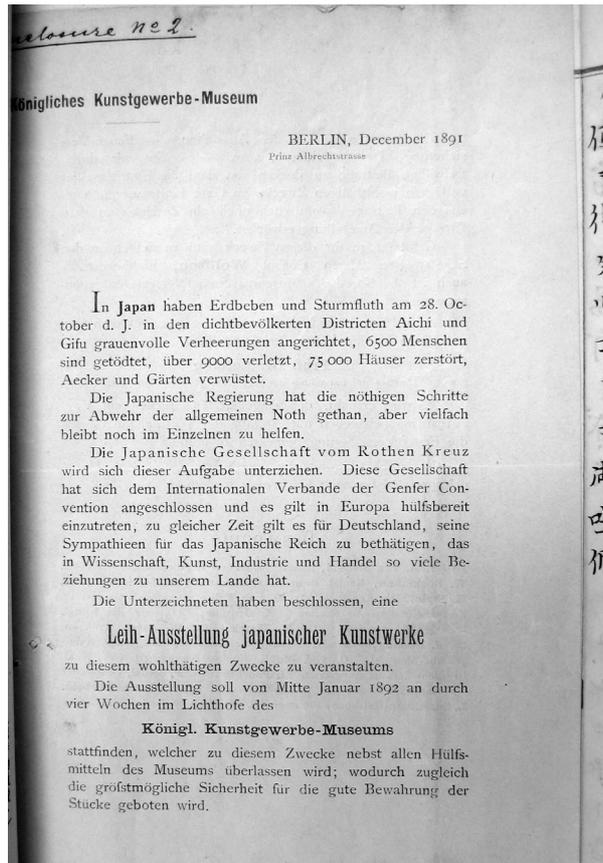


写真2-16 シーボルト開催の義援金募集ベルリン美術展覧会
 (日本赤十字報告書、博物館明治村所蔵 日本赤十字豊田看護大学保管資料)

(2) 陸軍軍医学会

陸軍軍医学会は8名の軍医を派遣、11月3日東京を出発、岐阜加納町において仮診療所を設け治療を開始、12月19日まで50日の間に1万1600人の患者を治療した経緯を詳細に記した、震災派遣医療の記録を残している。これによると、治療本部を加納町に定め、2名の軍医で各村を巡回治療し、名古屋第3師団から派遣された軍医や一般の医師たちと協同して重傷者を治療所へ搬送し、あるいは2斗樽を置き戸板を載せただけの診察台・手術台を藁で覆う粗末な治療所に急遽改良工事を施工したり、打撲症に有効な温浴療法を施すための浴室を設けるなど、初めての大規模な震災での救急医療への実験的試みが示された記録である。11月中は軍医学会が治療材料、薬品その他の入用品を自弁し、12月からは岐阜県が負担する取り決めで、19日まで治療が展開された。当初11月中の患者は、打撲、骨折、挫傷などの震災負傷者が中心であったが、12月に入ると「平病」と称される震災負傷以外の病者の割合が徐々に多くなっている。施療であったためであろうか、あるいは軍医への信頼感が増したためであろうか、最終的に震災負傷者と「平病者」の割合はほぼ半々程度に達した。記録には患者の負傷部位、施療の内容、消毒液の消費量、包帯の使用量などの詳細なデータも掲載されている。こうした記録が残される意図の一つには、「今回ノ如キ非常ノ際若クハ野戦病院繃帯所等ニ在テ一時多数ノ傷者ヲ処置スル……他日ノ参考ニ供セントス」と述べて、当時実際の戦闘行為を経験していない軍医にとっ

ては、戦陣医学の実践として意義づけがなされていたと考えられる。このことは、第3師団から派遣された陸軍一等軍医の回顧談で、「震災地負傷者救療の状況を約言すれば恰も我陸軍の所謂繃帯所及び野戦病院の作業と齊しく……」として、震災地では用意に物資の調達ができがたいことは、まさに戦地での挑発物件獲得が困難なことと同様であるなど、野戦に際しての心得をこの経験から引き出し、教訓としている点などからもうかがえる（田中弥太郎「岐阜県震災地派遣中の実験及所見」『偕行拾録』偕行社、昭和12年）。

(3) 滋賀県開業医師組合

滋賀県知事は、災害地の医師は自らが負傷するなど十分な医療を施す体制にないと判断し、開業医組合会長と協議し、救療支援を行うことにした。緊急を要するとして、11月2日には、まずは公立大津病院、彦根病院の医師それぞれ1名を現地へ緊急派遣することになった。費用は医師組合が負担した。この後、継続的な支援体制を以下のように決定した。

- ① 救済本部を彦根町中島医院におく
- ② 救療期間を1か月とする
- ③ 出張所に6名の医員を置き、1週間で交代する
- ④ 出張総員は20名とする

というものであった。組合が負担する医師への手当ては、旅費、滞在手当1日1円と取り決めた。当初予定1か月を経過した段階で、岐阜県より更に2週間の支援延長を依頼され、これも開業医師組合の負担で賄った。各員からの義援金総額は593円であった。

岐阜県が指定した治療所は、高富村、及び上願、出張所は太郎丸、十王の2か所で、滋賀県開業医師組合は、山縣郡一円の震災負傷者の救療を担当した。12月17日までの救療期間内に治療した患者は4,222人であった（『岐阜県下負傷者救療略記』滋賀県開業医師組合総会、明治25年）。開業医師組合として、組織だった救援体制を敷くことができた異例に属するものではないかと思われる。こうした救療支援を行うことができた背景については、いくつかのことが考えられる。まず、震災地に近いこと、彦根、大津、長浜など拠点となる公立病院が率先して医師派遣に応じたこと、開業医師組合の意思統一が早急に図られたこと、義援金応募がスムーズに行われたことなどであろう。

しかし、医療の施す側の意向は善意に満ち、治療への熱意が溢れていても、当時、病院で治療するには高額な医療費が入用だと考える人々が多かった時代であるから、多少の負傷ですぐに病院に行く、あるいは病院に通うという行為に馴染めない一般の人々も多かった。例えば、関治療所は日本赤十字社が担当したが、当初の一時的な施設が粗末で手術なども施すことができないため、急遽病院が設けられた。しかし、西洋風の病院の屋根には赤十字の旗が翩翩とはためき、まるで「見世物小屋」という人々の評判が立って、通院、入院を忌避したという（『時事新報』明治24年11月□日）。

阪神大震災以後定着したかに思われる「心のケア」という領域の社会医療が、大きな事故や災害の被災者を支える力になると考えられている。では、100年以上も前の災害現場でこうした問題は存在しなかったのだろうか。

当時の新聞の記事から推察すると、現在のように行政の力で何らかの対策が立てられたということはないが、この領域に関する問題は確かに存在した。例えば、「名古屋地方の人民は概して茫然として心落ち着かず、未だ小屋掛さへなさざる有様」（『時事新報』11月6日）などのような記事が散見される。

現地に派遣された記者の報告として

一時はほとんど気抜けした様子にて、更に人事に弁せざる者の如く、偶々自分の親子兄弟の死骸を見るも一向に驚く景色なく、只茫然として之を熟視・・・（『時事新報』11月7日）

と、何も手に付かない被災者の様子が伝えられている。

こうした家族を失い、生活の道筋も見えない被災者に対して、宗教の力で民心を慰めよ、仏徳を明らかにして経世を図れといった社説も掲げられている（『時事新報』11月6日）。

仏徳云々とは、大垣で東本願寺別院の法会に集まった150人の信者が、寺院の崩壊で圧死するという悲劇が起きたことも手伝って、本願寺の救援体制への批判を込めた社説となった模様であるが、特に仏教勢力による活動だけが目立つという状態ではなかった。

しかし、震災直後の虚脱状態を脱して、震災1か月を経た時期には、一部で実際の救済が滞ることへの怒りを背景に、11月24日には岐阜県議会へ県民1,500名以上押しかけ、備荒儲蓄金をめぐり配分率の不当な変更を、実力で意義申し立てをしている。こうした動きを煽動したとして、県議会内の自由党議員3名が警察に拘束される事件となったが、人々は必ずしも意気消沈していたばかりではなかった。生活回復の条件獲得に激しく対応する力も、片一方には存在していたのである。

被災現場におけるこうした様々な動きがどのように終息し、復興への道筋を付けられていったのかについて現在手掛かりとなる資料の存在が十分に把握できていない。

コラム 濃尾地震と犬山城

濃尾地震で、木曾川沿いにそびえる犬山城とその城下町も大きな被害を被った。犬山町では、犬山学校・警察署・町役場などの主要な建物をはじめ、家屋・建物の全倒壊は1,018戸、半倒壊は511戸に及び、死者は29人、負傷者56人に達したという。犬山城も天守台の西南隅の崩落によって西南部分が壊れ、東南隅のいわゆる小天守も全壊した。

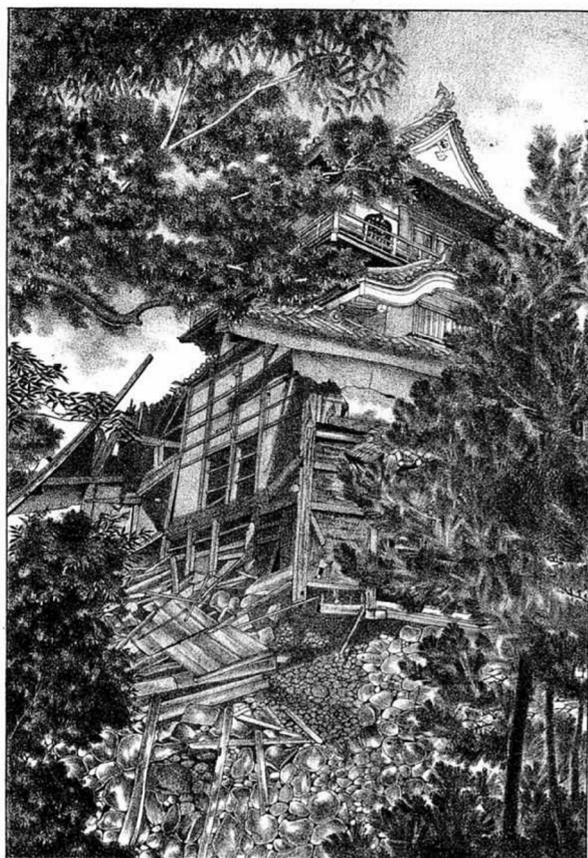
地震発生から5か月後の1892（明治25）年3月、まだ地域復旧事業も始まるかどうかという時期に、犬山城天守閣を修繕するための義援金募集活動が始まった。発起人は犬山町役場の職員8名、町会議員18名、有志者68名の計94名であった。修繕費用は総額2,500円と見積もられ、これを犬山町の官民あげての募金活動で達成しようとしたのであったが、後に修繕費用は4,077円96銭と修正され、募金体制も「発起人委員総代」に犬山町長の林錠次郎が就任し、発起人委員は犬山町で36人、東京8人、名古屋の9人の計53人、発起人として99名が名を連ねることになった。こうして寄付も集まり、修復工事は1895（明治28）年4月25日に始まり、4年5か月後の1899（明治32）年9月23日に竣工したのである。

現存する我が国最古の国宝天守閣である犬山城は、こうして復旧されたのであるが、この修復事業が多くの地域住民の寄付によって行われ、そしてそのことが現在に至るまでの犬山城の維持・管理のあり方を特徴づけたという点が注目されるのである。

義援金募集の趣意書では、犬山城一帯は「衆人ノ」「遊観スル所」であるが、それが「天守閣ヲ消滅セハ従前ノ風致ヲ損」するばかりか「尚古ノ材料ヲ失フ」ことになるので、衆人の手で復旧したいとうたっている。犬山城とその一帯が、住民の憩いの場として親しまれていたことが募金成功の条件であったことがうかがえる。

次に注目されることは、修復工事が始まる直前の1895（明治28）年2月に、犬山城地管理規程が制定されたことである。修復工事を契機にして、犬山城と付属地が愛知県から譲渡され世襲所有することになった旧主成瀬氏が、犬山住民と旧藩士の「旧交ヲ忘レサルト尚古ノ心情厚」きによるものとして、次のような犬山城地の管理規程が作成されたのである。

震災破壊之圖



規程は4条からなるが、重要な条目は次の2か条である。

一（1条目）犬山城地ハ犬山町一同並ニ犬山旧藩士一同ノ管理ニ委シ名区勝域ヲ永遠ニ保存シ之カ公益ヲ俱ニスル事

一（3条目）管理上ニ関スル事件ハ委員一同ノ協議ヲ経テ成瀬家ノ指揮ヲ受クヘキハ勿論ナレトモ其細目ニ渉ル事項又はハ臨機ノ処分ハ犬山町ニ住居スル委員ニ於テ之ヲ協議シ委員長ヲ経テ成瀬家ノ指揮ヲ受クヘキモノトス

これからわかるように、犬山城地は旧城主の所有に帰したとはいえ、事実上犬山町民と旧藩士の中から選出された委員が管理することになったのである。

つまり、犬山城地は地域住民（旧藩士の多くも犬山居住）によって愛され支えられていたがゆえに募金による修復が可能になったのであったが、その募金を通じて城地の管理運営が地域住民主体で行われることが一層明確になったということであった。

全国で唯一の個人所有の城として有名な犬山城は、こうした地域住民による城地への愛着・維持のための努力があつて初めて可能であったのである。

今日、犬山城と付属地は財団法人の管理下にあるが、そこには犬山市の手厚い支援と協力があるという体制は、その出発点を濃尾震災後の復旧事業に求めることができるのである。